

愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科
指定管理法人募集要項 様式・資料編

名 称	番 号	頁	
(様式)			
指定管理法人指定申請書	(様式1-1)	1	
指定管理法人指定申請辞退届	(様式1-2)	2	
指定管理法人業務の実施に関する計画書	(様式2)	3	
計画1 「管理を担当する役員及び役員が有する管理を行うための知識又は経験」	(様式3-1)	4	
計画2 「公平な入学者の選抜に関する方針」	(様式3-2)	5	
計画3 「基本的な管理方針」	(様式3-3)	6	
計画4 「維持管理についての考え方」	(様式3-4)	7	
計画5 「生徒に対する教育の充実への取り組み」	(様式3-5)	8	
計画6 「入学希望者の増加への取り組み」	(様式3-6)	9	
計画7	「管理に係る収支計画の概要」	(様式3-7-1)	10
	「収支計画書」	(様式3-7-2)	11~13
計画8	「管理の実施体制の概要」	(様式3-8-1)	14
	「人員配置計画書」	(様式3-8-2)	15~16
	「日常的な安全確保の方法、緊急時の体制の概要」	(様式3-8-3)	17
計画9 「諸規程の整備又は方針」	(様式3-9)	18	
計画10	「管理に係るPR事項」	(様式3-10-1)	19
	「類似施設等の管理業務に関する実績状況」	(様式3-10-2)	20~21
社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	(様式3-11)	22~23	
法人概要書、法人役員一覧	(様式4-1、4-2)	24~25	
誓約書	(様式5)	26	
愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科指定管理法人募集に係る現地説明会の参加について	(様式6)	27	
愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科指定管理法人申請に係る質疑書	(様式7)	28	
(資料)			
愛知県立愛知総合工科高等学校案内図	(資料1)	29	
愛知県立愛知総合工科高等学校平面図・敷地図	(資料2)	30	
過去4か年分の決算数値	(資料3)	31	
国家戦略特別区域法(抜粋)	(資料4)	32~36	
関係条例・規則	(資料5)	37~84	

○申請書等様式の提出方法について

- ・原本に押印や袋とじをする必要はありません。
- ・副本には原本証明(様式1-1の余白に、「原本と相違がないことを証明する」旨、証明日、法人名及び代表者名を記載)をしてください。
- ・各ページの中央下部にページ番号を付し、目次を作成してください。
- ・片面印刷してください。
- ・二穴の紙製フラットファイルに綴じてください。
- ・フラットファイルの表紙及び背表紙に「〇〇〇(法人名)指定管理法人指定申請書・計画書」と記載してください。
- ・使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。ただし、説明図表等に使用する文字はこの限りではありません。
- ・各様式の作成事項、書式サイズ、枚数等は、各様式に記載の指示に従ってください。
- ・添付書類について、指定以外のものは提出できません。

(様式 1 - 1)

指定管理法人指定申請書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者職氏名

愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の指定管理法人の指定を受けたいので、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例第2条第2項の規定により申請します。

(添付書類)

- 1 指定管理法人業務の実施に関する計画書
- 2 寄附行為又は定款
- 3 登記事項証明書
- 4 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び収支計算書、正味財産増減計算書若しくは活動計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 専攻科の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有することを証する書類
- 8 国家戦略特別区域法第12条の3第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類

(様式 1 - 2)

指定管理法人指定申請辞退届

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者職氏名

愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科について、指定管理法人の指定を受けるため 年 月 日申請書を提出しましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

申請辞退理由：

(様式2)

指定管理法人業務の実施に関する計画書

住 所	
法 人 名	
代表者名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 3 - 1)

計画 1 「管理を担当する役員及び役員が有する管理を行うための知識又は経験」

専攻科の管理を担当する法人の役員と、その役員が有している管理を行うために必要と思われる知識や経験について記入してください。(氏名、役職、経歴、経験等)
[1 ページ]

(様式 3-2)

計画 2 「公平な入学者の選抜に関する方針」

専攻科を管理する上で、公平な入学者の選抜を実現するための試験の実施方法、試験内容、選抜方法等について記入してください。 [1 ページ]

(1) 推薦選抜について

(2) 一般選抜について

(様式 3 - 3)

計画 3 「基本的な管理方針」

民営化の趣旨及び専攻科の設置目的・使命を踏まえ、専攻科においてどのような管理を行っていくか基本的な考え方（理念、管理方針等）を記入してください。

[1 ページ]

(様式 3-4)

計画 4 「維持管理についての考え方」

専攻科の日常的、定期的な安全管理、点検・清掃、修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。また、業務ごとに具体的な方法、内容について記入してください。 [2 ページ以内]

(1) 基本的な考え方及び重視するポイント

(2) 具体的な方法、内容

- 安全管理
- 点検・清掃
- 修繕
- その他

(様式 3-5)

計画 5 「生徒に対する教育の充実への取り組み」

生徒に対する教育の充実について記入してください。 [4 ページ以内]

- (1) 専攻科で実施する教育について、以下のことに関する方針を記入してください。
 - 教育目標・重点目標
 - 教育課程
 - 指導計画

- (2) 生徒に対する指導について考え方を記入してください。
 - 学習指導
 - 生徒指導
 - 進路指導

- (3) 民間知見を活用して実施する事業について記入してください。
 - 校外実習
 - 特別講師を招いた指導
 - 生徒の資格取得のための指導
 - 各種大会への出場に係る指導

- (4) ものづくり人材の育成・輩出、技術支援について、現在どのように関わっているか、今後どのように関わっていくか、専攻科の教育にどのように活かしていくかを記入してください。

(様式 3-6)

計画 6 「入学希望者の増加への取り組み」

入学希望者の増加に関する目標値について記入するとともに、広報・PR等その具体的な増加策を幅広く記入してください。 [1 ページ]

(1) 目標値 (志願者の倍率等)

(2) 増加策 (広報・PR方法、地域ごとの広報・PR方法等)

(様式 3-7-1)

計画 7 「管理に係る収支計画の概要」

管理に係る収支計画の概要を記入してください。(どのようにして効率的な管理を行うか、経費の縮減に関する方針や創意工夫を含む。) [1 ページ]

また、収支計画書(様式 3-7-2)を作成するとともに、その積算内訳を添付してください。(様式任意。ただし A 4 ヨコ判で作成してください。)

(様式3-7-2①)

計画7「収支計画書」

(単位：千円)

区分		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	合計	
管理事業費収入(a)								
管理 費 (支 出)	人件費 ※1							
	運営費 ※2							
	事業費	校外実習費						
		特別講師招へい費						
		その他提案事業費						
	一般管理費 ※3							
	消費税(10%)							
管理費(支出)計(b)								
収支差(a)-(b)		0	0	0	0	0	0	
備考 ※4								

※1 人件費は、様式3-7-2②と整合するようにしてください。

※2 運営費は、様式3-7-2③と整合するようにしてください。

※3 一般管理費は、直接経費(人件費+運営費+事業費)×一般管理費率で算出してください。

一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。

【公益法人における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \frac{\text{「管理費」}}{\text{「事業費」}} \times 100$$

正味財産増減計算書の経常費用から「管理費」「事業費」を抽出し計算してください。ただし、「管理費」の内訳に、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外してください。

【学校法人等における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \frac{\text{「管理費(※)」}}{\text{「支出の部の合計」}} \times 100 \quad (\text{※})\text{管理費} = (\text{人件費} - \text{教員人件費}) + \text{管理経費}$$

消費収支計算書の消費支出から「管理費」「支出の部の合計」を抽出して計算してください。

【その他】

上記計算式を参考に適宜、決算書等から該当する費目を抽出し、計算してください。

※4 その他特記事項(考え方等)があれば、備考に記入してください。

(様式3-7-2②)

計画7「収支計画書」人件費内訳

(単位：千円)

役職		設定根拠	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	合計
責任者	●●●	●千円/年 × ●人						
	●●●	●千円/年 × ●人						
教務を所管する部署	●●●	●千円/年 × ●人						
	●●●	●千円/年 × ●人						
	●●●	●千円/年 × ●人						
	●●●	●千円/年 × ●人						
	●●●	●千円/年 × ●人						
	∴	∴						
小計①								
庶務を所管する部署	●●●	●千円/年 × ●人						
	●●●	●千円/年 × ●人						
	●●●	●千円/年 × ●人						
	∴	∴						
小計②								
その他	●●●	●千円/年 × ●人						
	∴	∴						
小計③								
合計		(小計①+小計②+小計③)						

※ 本様式は、専攻科を管理するにあたり必要な職員を記入してください。なお、職員は全て貴法人において確保するものとして積算してください。

※ 指定管理法人が専攻科を管理するにあたり実際に配置する職員数は、県との間で派遣教員数について協議した後、確定します。

※ 提案された人件費は、派遣教員数に応じ、減額となります。

※ 必要に応じて項目名の変更や項目の追加を行ってください。

(様式3-7-2③)

計画7「収支計画書」運営費内訳

(単位：千円)

項目	設定根拠	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	合計
施設・備品修繕費							
職員旅費 (出張費等)							
通信費 (電話料金・ネットワーク通信費等)							
印刷製本費 (パンフレット作成費等)							
備品購入費							
消耗品購入費							
実験・実習材料費 (工具・実習材料等)							
リース料 (パソコン・複合機リース料等)							
保険料 (損害保険掛金等)							
その他							
合計							

※ 「設定根拠」には、単価×数量など、年度毎の金額の設定根拠を記入してください。

「設定根拠」欄に全てを記入できない場合は、適宜、別紙に記載の上、添付してください。

※ 必要に応じて項目名の変更や項目の追加を行ってください。

(様式 3-8-1)

計画 8 「管理の実施体制の概要」

専攻科にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画書」（様式 3-8-2）を作成するとともに、法人と現地の責任体制・業務実施体制の具体的かつ現実的な計画、人材育成の計画を記入してください。 [1 ページ]

(様式3-8-2)

計画8「人員配置計画書」

役職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数など	雇用形態			職員の年齢層	1週間の勤務時間	備考
			常勤	非常勤	その他 (具体的に記入)			
責任者								
教務を所管する部署								
庶務を所管する部署								
その他								

- ※ 専攻科を管理するにあたり必要な職員を記入してください。なお、職員は全て貴法人において確保するものとして記入してください。
- ※ 仕様書に定める必ず配置しなければならない職員については、必ず記入してください。
- ※ 「役職」については、専攻科を管理する上で必要な役職を記入してください。
- ※ 「担当業務内容」については、学級担任を必ず記入してください。
- ※ 「能力、資格、実務経験年数など」は実際に配置する予定職員を想定の上、記入してください。仕様書に職員の条件（資格・経歴等）が定められている場合には、それを記入してください。
- ※ 「雇用形態」は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。常勤職員とは、週40時間程度勤務し貴法人が雇用する職員とします。
- ※ 「職員の年齢層」は、20代、30代等目安でも記入してください。
- ※ 専攻科に常勤する職員を除き、法人の本社などで専攻科の管理に係わる人員を置く場合は、備考欄にその旨記入し、週間勤務時間に専攻科の管理業務に係わる時間を記入してください。
- ※ 行が不足する場合には、必要に応じて行を追加してください。

(様式3-8-2)

計画8「人員配置計画書」記入例

役職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数など	雇用形態			職員の年齢層	1週間の勤務時間	備考	
			常勤	非常勤	その他 (具体的に記入)				
責任者	専攻科責任者	専攻科統括	企業内学園長、教員免許	○			50代	40h	
	教務統括者	教務部統括	教員免許	○			40代	40h	
教務を所管する部署	教員	生徒指導担当	教員免許	○			40代	40h	
	教員	進路指導担当	教員免許	○			30代	40h	
	教員	学級担任(学年主任)	教員免許	○			40代	40h	
	教員	学級担任	教員免許	○			20代	40h	
	養護教諭	養護担当	養護教諭免許	○			30代	40h	
	専門科目統括者	専門科目統括	特級技能士	○			40代	40h	
	専門科目教員	専門科目指導担当	第一種電気主任技術者	○			40代	40h	
	専門科目教員	専門科目指導担当	技能五輪指導者		○		30代	4h	
	専門科目教員	数学、理科	教員免許		○		30代	16h	
	∴								
庶務を所管する部署	庶務統括者	庶務部統括	一般企業営業部長	○			40代	40h	
	庶務担当者	事務	一般企業経理業務10年	○			30代	40h	
	庶務担当者	事務	一般企業経理業務5年	○			20代	40h	
	∴								
その他	スクールカウンセラー	相談業務	臨床心理士		○		40代	12h	
	∴								

(様式 3-8-3)

計画 8 「日常的な安全確保の方法、緊急時の体制の概要」

専攻科における日常的な安全を確保するための方法や、トラブルや事故、災害発生時などの緊急時の体制について、記入してください。 [2 ページ以内]

- (1) 日常的な安全確保に関する方法や体制について記入してください。
- (2) トラブルが発生した場合や苦情等が寄せられた場合の対処方法や体制について記入してください。
- (3) 事故や災害発生時などの緊急時の体制について、連絡方法及び対応を含めて記入してください。

(様式 3-9)

計画 9 「諸規程の整備又は方針」

就業、給与、決裁及び会計等の取扱いについてどのような規程等を定めるか、どのような方針で行うかを記入してください。また、個人情報保護及び情報公開についての考え方を記入してください。(すでに本件に係る規程等を定めている場合は添付してください。) [1 ページ]

(1) 就業、給与、決裁及び会計等の取扱いについて

(2) 個人情報保護及び情報公開について

(様式3-10-1)

計画10「管理に係るPR事項」

専攻科の管理に対する参加意欲、抱負及びPRしたい事項について記入してください。また、社会的価値への取り組みについて、法人の実績や、指標・目標を記入してください。[2ページ以内]

類似施設等の管理業務に関する業務実績がある場合は、「類似施設等の管理業務に関する実績状況」(様式3-10-2)に記入してください。[ページ数は任意]

(1) 管理に対する参加意欲、抱負、PRしたい事項等について

(2) 社会的価値(障害者雇用、男女共同参画、環境問題等)への取り組みについて
実績や、指標・目標について

(様式3-10-2)

計画10「類似施設等の管理業務に関する実績状況」

①類似施設等(代表的なもの)		
施設名		
所在地		
学校長		
創立年月日		
学科・コース	※学科・コース、定員及びその特徴について記載してください。	
人 数	生徒数	
	クラス数	
	教職員数	
施設概要	※敷地内の主な施設(特に教室・実験室・関連機能)、設備について記載してください。	
特 徴	※教育目的、教育方針、学校運営の特色、卒業生の進路などの特徴を、具体的に記載してください。 ※指定管理法人業務に類似している点や、指定管理法人業務に活かせるノウハウが分かるように具体的に記載してください。	

※本書には現在遂行中の類似施設等の管理業務の実績1件について記入してください。

※詳しい内容については、その内容がわかるパンフレット等の書類を併せて提出してください。

(様式3-10-2)

計画10「類似施設等の管理業務に関する実績状況」

②実績一覧 (①で記載した以外の実績を記入してください。)			
実績1	施設名		
	所在地		
	学校長		
	創立年月日		
	学科・コース	※学科・コース、定員について記載してください。	
	人 数	生徒数	
クラス数			
教職員数			
実績2	施設名		
	所在地		
	学校長		
	創立年月日		
	学科・コース	※学科・コース、定員について記載してください。	
	人 数	生徒数	
クラス数			
教職員数			
実績3	施設名		
	所在地		
	学校長		
	創立年月日		
	学科・コース	※学科・コース、定員について記載してください。	
	人 数	生徒数	
クラス数			
教職員数			
実績4	施設名		
	所在地		
	学校長		
	創立年月日		
	学科・コース	※学科・コース、定員について記載してください。	
	人 数	生徒数	
クラス数			
教職員数			

※最大4つまで記載してください。なお、実績の多寡は評価対象ではありません。

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者) 住 所

名 称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの相関	添付書類(写)
環境マネジメントシステムの導入	<input type="checkbox"/> ISO14001の認証 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証 <input type="checkbox"/> KESの認証 <input type="checkbox"/> エコステージの認証		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録・承認証 <input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 認証書
自動車エコ事業所の認定	<input type="checkbox"/> 自動車エコ事業所の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
あいち生物多様性企業認証	<input type="checkbox"/> あいち生物多様性企業認証の取得		<input type="checkbox"/> 認証書
障害者法定雇用率の達成	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40,0人以上) <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を達成 <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を未達成 <input type="checkbox"/> 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40,0人未満)		<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/> 協力雇用主の登録 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等の雇用		<input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	<input type="checkbox"/> 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)		<input type="checkbox"/> 調達実績の分かる書類 契約書、納品書、請求書、領収書等
女性の活躍促進	<input type="checkbox"/> あいち女性輝きカンパニーの認証 <input type="checkbox"/> 女性の活躍促進宣言の提出 <input type="checkbox"/> えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		<input type="checkbox"/> 認証書 <input type="checkbox"/> 受理書(※) <input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録		<input type="checkbox"/> 登録証
	<input type="checkbox"/> あいちっこ家庭教育応援企業への賛同		<input type="checkbox"/> 賛同書
	<input type="checkbox"/> くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定		<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
	<input type="checkbox"/> 愛知県休み方改革マイスター企業の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
	<input type="checkbox"/> 愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒に休み方改革を推進」の実施		<input type="checkbox"/> 愛知県「休み方改革」プロジェクト特設サイトの企業等ページの写し
キャリア教育への貢献	<input type="checkbox"/> あいち夢はぐくみサポーターの認定		<input type="checkbox"/> 認証証
エコモビリティライフの推進	<input type="checkbox"/> あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入 <input type="checkbox"/> エコ通勤優良事業所の認証		<input type="checkbox"/> 加入証明書 <input type="checkbox"/> 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進	<input type="checkbox"/> 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録 <input type="checkbox"/> 活動報告書の提出		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 報告書
健康づくりの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県健康経営推進企業の登録		<input type="checkbox"/> 証明書
取引適正化の推進	<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言の公表		<input type="checkbox"/> 宣言文

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記 入 要 領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク(☑)を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類(写)」欄の該当項目(書類)にチェックマーク(☑)を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関(愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体)にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「協力雇用主の登録」及び「保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください(Webページからもダウンロードできます)。この様式に必要な事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。
- (7) 「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です(愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます)。
なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの(「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載)に限ります。
- (8) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (9) 「あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入」に係る加入証明書は、愛知県都市・交通局交通対策課において交付を受けてください。
- (10) 「パートナーシップ構築宣言の公表」に係る宣言文は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)で公表している宣言文の写しを添付してください。
- (11) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先(愛知県庁 052-961-2111《代表》)
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
あいち生物多様性企業認証に関すること	愛知県環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関すること	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関すること(えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)を含む)	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定(トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む)に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関すること	愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ
愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施に関すること	愛知県経済産業局産業部産業政策課広報・企画調整グループ 愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ 愛知県観光コンベンション局観光振興課企画グループ
あいち夢はぐくみサポーターの認定に関すること	愛知県教育委員会学習教育部高等学校教育課職業指導グループ
エコモビリティライフの推進に関すること	愛知県都市・交通局交通対策課モビリティサービス推進グループ
安全なまちづくりと交通安全の推進に関すること	愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
健康づくりの推進に関すること	愛知県保健医療局健康医療部健康対策課健康づくりグループ
取引適正化の推進に関すること	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループ

(様式4-1)

法人概要書

名 称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
資 産 等	
職 員 数	
業 務 内 容	
法人の特色	

(様式5)

誓約書

愛知県教育委員会 殿

年 月 日

所在地

名 称

代表者職氏名

愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の指定管理法人指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- ・ 指定管理法人募集要項第3の1の申請資格要件を満たしています。
- ・ 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

(様式6)

年 月 日

愛知県教育委員会高等学校教育課長 殿

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科指定管理法人募集に係る現地説明会の参加について

このことについて、下記の担当者が出席します。

記

参加者名（役職）：

連絡先 TEL：

FAX：

E-mail：

愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科指定管理法人申請に係る質疑書

名称	
所在地	
所属/担当者名	
電話/FAX	
メールアドレス	

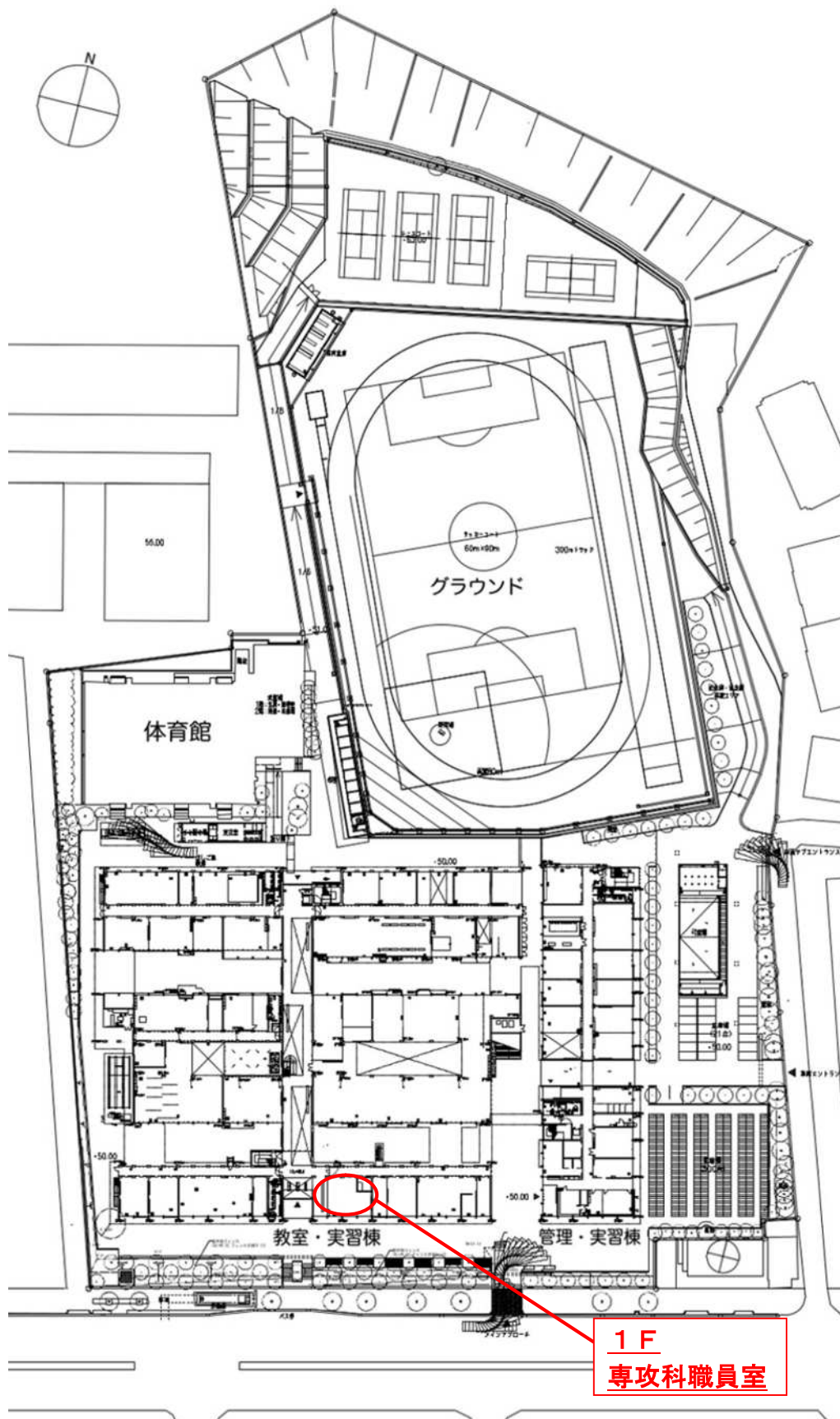
○記載にあたっての留意事項

- ・タイトル欄には該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください
- ・資料名、該当箇所欄の記入にあたっては、プルダウンから選択してください。なお、ページ数は半角で該当する数値を記入してください。
- ・行が不足する場合には、適宜増やしてください
- ・Microsoft Excelで作成の上、電子メールで送付してください
- ・募集要項等の該当箇所の順番に並べてください

質問 番号	資料名	タイトル	箇所						質問内容
			頁	章	数	数	(数)	冊	
例	募集要項	民営化の趣旨	1		第1	1			
例	様式・資料編	様式3-7-2③ 計画7「収支計画 書」運営費内訳	13						
例	業務仕様書	維持補修・改良	8	第2章	第2				
1									
2									
3									
4									

(資料2)

愛知県立愛知総合工科高等学校 平面図・敷地図



(資料3)

過去4か年の決算数値

(単位：千円)

科目 \ 年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
人件費	184,920,918	178,834,841	181,809,926	185,303,786
物件費				
運営費	68,546,229	61,931,306	61,238,008	52,694,436
事業費	23,406,820	34,614,695	25,254,362	20,964,669
一般管理費	27,687,396	27,538,078	26,830,228	25,896,289
消費税相当額	30,456,136	30,291,886	29,513,253	28,485,918
計	335,017,499	333,210,806	324,645,777	313,345,098
(参考) 県派遣教員数	6名	6名	6名	6名

国家戦略特別区域法（抜粋）

(学校教育法等の特例)

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校（同法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第三項第三号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第二百五十二条第五項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であって、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けることができない。
 - 一 第十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 二 その役員のうち、第十二項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者がある者
- 3 第一項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 指定の手続
 - 二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針
 - 三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等（以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。）において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準
 - 四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
 - 五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関し必要な事項
- 4 指定は、期間を定めて行うものとする。
- 5 都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。

- 6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であって特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。
- 9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

学校教育法	第四十九条	中学校	中学校(第三十八条の規定にあつては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)
地方自治法	第九十九条第七項	受託者及び についても	受託者、 及び当該普通地方公共団体が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第一項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等(第二百五十二条の三十七第四項及び第二百五十二条の四十二第一項において単に「公立国際教育学校等」という。)の管理を行わせているものについても
	第二百四十四条第二項	指定管理者	指定管理者及び国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人
	第二百五十二条の三十七第四項	係るもの又は について	係るもの、 又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて
	第二百五十二条の四十二第一項	係るもの又は についての	係るもの、 又は普通地方公共団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての

教育職員免許法 (昭和二十四年 法律第四百十七 号)	第十条第一項第 二号	公立学校	公立学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国際教育学校等」という。))を除く。次号において同じ。)
	第十一条第一項 及び第二項第一 号	又は私立学校	、特定公立国際教育学校等又は私立学校
	第十四条の二	学校法人等は、 当該教員	国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う特定公立国際教育学校等の教員について、学校法人等は これらの教員
義務教育費国庫 負担法(昭和二十 七年法律第三百 三号)	第二条第二号	も の に 限 る。)、中等教 育学校	ものに限り、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この号及び次条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)
		教職員の給与及 び報酬等に要す る経費	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)
	第三条	設置する義務教 育諸学校 教職員の給与及 び報酬等に要す る経費	設置する義務教育諸学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。) 教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)
へ(ゝ)き(ゝ)地 教育振興法(昭 和二十九年法律 第四百十三号)	第五条の二第一 項	(以下	(へき地学校(共同調理場を除く。))及びこれに準ずる学校にあつては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(次条第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下
	第五条の三第一 項	教職員の勤務す る学校	教職員の勤務する学校(特定公立国際教育学校等を除く。)

女子教職員の出身に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)	第三条第一項	公立の学校	公立の学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(第五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)を除く。第五条において「公立学校」という。)
	第五条	設置者	設置者(特定公立国際教育学校等にあつては、国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)	第四十七条の五第一項	属する学校	属する学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。以下この項において同じ。)
公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)	本則	大学	大学及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)	第二条	規定する学校	規定する学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第百十六号)	第六条第一項	中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この項及び第十五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。))に該当するものを除く。以下同じ。))及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。))の前期課程(
	第十五条	義務教育諸学校	義務教育諸学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。次条第二項及び第十七条において同じ。)

公立高等学校の 適正配置及び教 職員定数の標準 等に関する法律 (昭和三十六年 法律第百八十八 号)	第二条第二項	規定する全日制 の課程	規定する全日制の課程(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下単に「特定公立国際教育学校等」という。)に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)
		規定する定時制 の課程	規定する定時制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。)
		規定する通信制 の課程	規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)
	第七条、第二十 二条第一号及び 第二十三条	含む	含み、特定公立国際教育学校等に該当するものを除く
	第八条	中等教育学校	中等教育学校又は特定公立国際教育学校等に該当するもの
	第九条第一項第 九号	学校	学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)
公立の義務教育 諸学校等の教育 職員の給与等に 関する特別措置 法(昭和三十六 年法律第七十七 号)	第二条第一項	中学校	中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)
		高等学校、中等 教育学校	高等学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)
教育職員等によ る児童生徒性暴 力等の防止等に 関する法律(令 和三年法律第五 十七号)	第七条第二項	をいう	をいい、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く

12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(資料5)

関係条例・規則

- 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例
(平成28年3月29日 愛知県条例第11号)
- 指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則
(平成28年3月29日 愛知県教育委員会規則第3号)
- 愛知県立学校条例
(昭和39年3月27日 愛知県条例第25号)
- 愛知県立学校管理規則
(昭和32年11月5日 愛知県教育委員会規則第9号)
- 愛知県立高等学校学則
(昭和39年4月1日 愛知県教育委員会規則第2号)

指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の
専攻科の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）に愛知県立愛知総合工科高等学校の管理（愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科（以下「専攻科」という。）に係るものに限る。以下「専攻科の管理」という。）を行わせる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の手続)

第二条 教育委員会は、指定管理法人の指定をしようとするときは、指定管理法人に行わせる専攻科の管理に関する業務（以下「指定管理法人業務」という。）の範囲その他の教育委員会規則で定める事項を示して、当該指定を受けようとする法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第五十二条第五項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人に限る。）を公募するものとする。

2 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に指定管理法人業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、指定管理法人の指定をするときは、前項の規定により申請した法人のうちから、専攻科の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有し、かつ、次に掲げる基準により最も適切に指定管理法人業務を行うことができると認める者を指定するものとする。

一 業務計画に基づく専攻科の管理により公平な入学者の選抜が図られること。

二 業務計画の内容が専攻科の管理を効果的かつ効率的に行うことができるものであること。

三 当該法人が業務計画に基づく専攻科の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

4 教育委員会は、指定管理法人の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(指定の手続の特例)

第三条 教育委員会は、次に掲げる場合には、前条第一項又は第三項の規定によらず、指定管理法人の指定をすることができる。

一 前条第一項の規定による公募をした場合において、同条第二項の規定による申請がなかったとき、又は同条第三項の規定により指定管理法人として指定することが適当と認められる者がなかったとき。

二 国家戦略特別区域法第十二条の三第十項の規定により指定管理法人の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募をするいとまがないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(管理に関する基本的な方針)

第四条 指定管理法人は、専攻科の管理に関し、成長産業が集積し、先端的な技術が創出される拠点の形成に寄与するものづくりに関する高度な知識、技術及び技能を有する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うための教育課程の編成に参画し、当該教育課程を実施するとともに、必要な職員の配置及び設備の管理を行うものとする。

(管理に関する基準)

第五条 指定管理法人は、次に掲げる基準により、指定管理法人業務を行わなければならない。

一 法令を遵守し、学校全体の調和を図りながら、誠実に指定管理法人業務を行うこと。

二 専攻科に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること。

四 一般的な教養を高め、高度な知識、技術及び技能を習得させるための教育を実施すること。

五 指定管理法人業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

(業務の範囲)

第六条 教育委員会は、指定管理法人に、専攻科の管理に関し、次に掲げる業務を行わせることができる。

一 財産の管理に関すること。

二 生徒の入学、修了、退学その他の処分に関すること。

三 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

四 教材の取扱いに関すること。

五 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

六 環境衛生に関すること。

(責任者)

第七条 指定管理法人は、専攻科に、指定管理法人業務をつかさどる者（以下「責任者」という。）を置かなければならない。

2 責任者は、高等学校教諭の免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状をいう。）を有する者でなければならない。

(入学手続等)

第八条 専攻科に入学しようとする者は、入学願書を、責任者を經由して、愛知県立愛知総合工科高等学校の校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

2 責任者は、専攻科に入学しようとする者に関し、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、入学を許可することについて、校長に内申するものとする。

(修了の認定手続等)

第九条 責任者は、生徒が教育委員会の定める単位以上を修得したときは、専攻科の全課程の修了を認めることについて、校長に内申するものとする。

(退学及び転学の手続等)

第十条 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、責任者を經由して、校長に願い出なければならない。この場合において、責任者は、退学又は転学を許可することについて、校長に内申するものとする。

(留学手続等)

第十一条 生徒は、外国の大学等に、教育委員会の定めるところにより留学しようとするときは、責任者を經由して、校長に願い出なければならない。この場合において、責任者は、当該留学を許可することに関し、当該留学が教育上有益と認められるか否かについて、校長に内申するものとする。

(休学手続等)

第十二条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、責任者を經由して、校長に休学を願い出なければならない。この場合において、責任者は、当該休学を許可することに関し、当該休学がやむを得ないと認められるか否かについて、校長に内申するものとする。

(懲戒手続等)

第十三条 校長が懲戒のうち、退学、停学又は訓告の処分を行うことが必要であると責任者が認めるときは、責任者は、当該処分を行うことについて、校長に内申するものとする。

(内申の尊重)

第十四条 校長は、第八条第二項及び第九条から前条までの規定による内申の内容を十分に尊重するものとする。

(その他の処分に関する手続等)

第十五条 第八条から前条までに定めるもののほか、専攻科において生徒に対してされる処分に関する手続及び基準については、教育委員会が定める。

(教育委員会規則への委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条及び第七条から第十五条までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月二十五日条例第三十号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成二十八年愛知県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第二条第一項の教育委員会規則で定める事項)

第三条 条例第二条第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定管理法人業務の範囲
- 二 指定管理法人の指定の期間
- 三 指定管理法人の指定の申請の方法
- 四 指定管理法人の選定に係る審査の基準
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定管理法人の指定の申請等)

第四条 条例第二条第二項の規定による申請は、教育委員会が定める期間内に、指定管理法人指定申請書（様式第一）を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 条例第二条第二項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 寄附行為又は定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び収支計算書、正味財産増減計算書若しくは活動計算書又はこれらに準ずるもの
 - 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 五 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 六 専攻科の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有することを証する書類
 - 七 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「法」という。）第十二条の三第二項各号に該当しないことを誓約する書類
 - 八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- (名称等の変更の届出)

第五条 指定管理法人は、名称、主たる事務所の所在地、代表者若しくは役員（専攻科の管理を担当する役員を除く。以下「代表者等」という。）又は寄附行為若しくは定款に変更があったときは、速やかに、名称等変更届出書（様式第二）に、その事実を証する書類及び代表者等の変更の場合にあっては、変更後の代表者等が法第十二条の三第二項第二号に規定する者に該当しないことを誓約する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理法人は、専攻科の管理を担当する役員を変更しようとするときは、専攻科管理担当役員変更届出書（様式第三）に、当該役員になろうとする者が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有することを証する書類及び法第十二条の三第二項第二号に規定する者に該当しないことを誓約する書類を添えて、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出することができなかつたときは、事後において速やかに提出しなければならない。

(指定管理法人が管理を行う専攻科に係る愛知県立学校管理規則等の適用に関する特例)

第六条 指定管理法人が管理を行う専攻科に係る愛知県立学校管理規則（昭和三十二年愛知県教育委員会規則第九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同規則第十条から第十二条の七まで、第十三条の二、第十三条の三及び第十五条から第十八条までの規定は、適用しない。

第三条	校長は、前条の教育課程	指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成二十八年愛知県条例第十一号。以下「条例」という。）第七条第一項に規定する責任者（以下「責任者」という。）は、前条の教育課程を校長が編成したとき
第四条第一項	校長	責任者
第六条	学校	愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科（以下「専攻科」という。）
	校長	責任者
第七条	校長	責任者
	行つた	校長が行つた
第八条	学校	専攻科
	校長	責任者
第十三条第一項	校長	責任者
	校務分掌	条例第二条第一項に規定する指定管理法人業務（以下「指定管理法人業務」という。）分掌
	校務を	指定管理法人業務を
第十三条第二項	校長が校務分掌	責任者が指定管理法人業務分掌
第十四条	校長	責任者
第十九条から第二十二 条まで及び第二十四 条	校長	責任者
	学校	専攻科
第二十五条第一項	学校は	条例第一条に規定する指定管理法人（以下「指定管理法人」という。）は
	当該学校	専攻科
	学校運営	専攻科の運営
第二十五条第二項	学校	指定管理法人
第二十六条	学校は	指定管理法人は
	当該学校	専攻科
第二十七条	学校	指定管理法人
第二十八条	学校は	指定管理法人は
	当該学校	専攻科
	学校運営	専攻科の運営

2 指定管理法人が管理を行う専攻科に係る愛知県立高等学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第二号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同規則第八条、第十四条及び第十六条の規定は、適用しない。

第三条第二項	校長	指定公立国際教育学校等管理法人による愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理に関する条例（平成二十八年愛知県条例第十一号）第七条第一項に規定する責任者（以下「責任者」という。）
第三条第三項及び第 四条第一項ただし書	校長	責任者

3 指定管理法人が管理を行う専攻科については、愛知県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第十五号）の規定は、適用しない。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日教育委員会規則第九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日教育委員会規則第十三号）

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

愛知県立学校条例

(設置)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第二条 学校の名称、位置、課程等は、別表第一のとおりとする。

(職員)

第三条 学校に、校長及び教員、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(入学の許可)

第四条 学校への入学は、校長が許可する。

(入学許可の取消し)

第五条 校長は、教育委員会規則で定める入学手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(入学料、授業料、受講料及び聴講料)

第六条 高等学校への入学の許可を受けた者からは、入学料を徴収する。

2 前項に規定する者で生徒であるものからは、授業料を徴収する。

3 前項に規定する者で全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程における併修の許可を受けたものからは、受講料を徴収する。ただし、全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る第一号に掲げる単位数から第二号に掲げる単位数を減じて得た単位数の受講料については、徴収しないこととする。

一 当該者が在学する課程において当該年度に修得することができる単位数

二 当該者が在学する課程において当該年度に修得しようとする単位数

4 第一項に規定する者で学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程の聴講生であるものからは、聴講料を徴収する。

5 入学料、授業料及び聴講料の額は別表第二に、受講料の額は別表第三に定める額とする。

6 入学料、授業料、受講料及び聴講料は、次に定めるところにより納付しなければならない。

一 入学料、通信制の課程の授業料、受講料及び聴講料については、知事が定める日までに納付すること。

二 授業料(通信制の課程の授業料を除く。以下この号において同じ。)については、別表第二に定める額の四分の一に相当する額をそれぞれ別表第四の下欄に掲げる納付期限までに納付すること。ただし、入学する日がその属する期(同表の上欄に掲げる各期をいう。以下この号において同じ。)の同表の下欄に掲げる納付期限後である場合のその期分に係る授業料については当該入学する日の属する月の翌月の二十日までに、卒業する日の属する期分に係る授業料については当該卒業する日の属する月の前月の二十日までに納付すること。

7 納付された入学料、授業料、受講料及び聴講料は、還付しない。

8 知事は、全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る受講料並びに通信制の課程に在学する者に係る授業料及び受講料について、これらの者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第四条の規定による認定の申請若しくは法第十七条の規定による届出をし、又はその旨を約したときは、その徴収を延期することができる。

9 知事は、法第四条の認定を受けた者の当該年度に納付すべき授業料及び受講料の合計額の一月分に相当する額が法第五条第一項に規定する支給限度額を超えるときは、当該認定に係る法第三条第一項に規定する就学支援金の支給を当該年度において最初に受ける月から当該年度の三月までの期間における各月ごとの当該超える額を合算した額を免除するものとする。

10 知事は、貧困、災害その他特別の理由がある者に対しては入学料、授業料、受講料及び聴講料について、休学し、又は学年の中途において入学し、若しくは退学した者に対しては授業料について、その全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

11 入学料、授業料、受講料又は聴講料を納付期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額(千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。)に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その

端数金額又はその全額を切り捨てる。

12 第十項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(退学)

第七条 校長は、正当な理由がなくて前条の規定による授業料又は聴講料を納付しない者を退学させることができる。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 令和七年度の授業料（通信制の課程に係る授業料を除く。）に係る第六条第六項第二号の規定の適用については、別表第四第一期（四月から六月まで）の項中「八月二十日」とあるのは、「十月二十日」とする。

3 知事は、令和七年度に法第四条の規定による認定の申請又は法第十七条の規定による届出をした者（法第三条第二項第一号に該当する者を除く。）であつて、同年度において法第三条第一項に規定する就学支援金が支給されない期間があるものに対しては、別に定めるところにより、当該者が納付すべき当該期間（同条第二項第二号に該当することにより同条第一項に規定する就学支援金が支給されない期間を除く。）に係る授業料（通信制の課程に係る授業料に限る。）及び受講料について、その全部又は一部を免除することができる。

附 則（昭和四十年三月二十九日条例第十五号）

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年三月二十八日条例第八号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年三月二十四日条例第五号）

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年三月二十四日条例第十一号）

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十三年三月二十九日条例第二十号）

(施行期日)

1 この条例の規定中別表第一愛知県立大府高等学校の項の次に一項を加える改正規定（全日制課程に関する部分に限る。）及び附則第二項の規定は昭和四十三年三月三十一日から施行し、その他の規定は昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和四十三年三月三十日現在において愛知県立大府高等学校全日制課程衛生看護科の生徒である者は、昭和四十三年三月三十一日に愛知県立桃陵高等学校の生徒となるものとする。

3 昭和四十三年三月三十一日現在において次の表の上欄に掲げる学校の生徒である者は、昭和四十三年四月一日に同表の下欄に掲げる学校の生徒となるものとする。

愛知県立碧南高等学校高浜分校	愛知県立高浜高等学校
愛知県立刈谷商業・家庭高等学校	愛知県立刈谷北高等学校
愛知県立猿投農林高等学校旭分校	愛知県立足助高等学校旭分校

附 則（昭和四十四年三月三十一日条例第五号）

この条例は、知多郡上野町及び横須賀町を廃し、その区域をもつて東海市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月三十一日条例第二十七号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日において愛知県立刈谷高等学校通信制課程の生徒である者又は愛知県立足助高等学校松平分校の生徒である者は、この条例施行の日にそれぞれ愛知県立刈谷東高等学校通信制課程の生徒又は愛知県立松平高等学校の生徒となるものとする。

附 則（昭和四十五年三月三十日条例第二号）

この条例は、東加茂郡松平町を廃し、その区域を豊田市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月三十日条例第三号）

この条例は、愛知郡東郷村を愛知郡東郷町とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月三十日条例第三十号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日において愛知県立新城高等学校一宮分校の生徒である者は、この条例施行の日に愛知県立宝陵高等学校の生徒となるものとする。

（昭和四十五年七月十七日条例第二十八号抄）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第九条 前各条の規定による改正後の条例の規定に定める延滞金及び延滞利息その他規則で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの条例の規定その他条例及び規則の規定に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則（昭和四十五年七月十七日条例第三十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年七月十七日条例第三十九号）

この条例の規定中知多郡大府町を大府市とする処分に伴う改正部分は知多郡大府町を大府市とする処分が効力を生ずる日から、その他の改正部分は知多郡知多町を知多市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十五年十月十六日条例第四十八号）

この条例は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年十二月二十五日条例第六十四号）

この条例は、愛知郡長久手村を愛知郡長久手町とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十五年十二月二十五日条例第七十二号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日において愛知県立旭丘高等学校通信制課程の生徒である者又は愛知県立稲沢高等学校全日制課程普通科の生徒である者は、この条例施行の日にそれぞれ愛知県立旭陵高等学校の生徒又は愛知県立稲沢東高等学校の生徒となるものとする。

附 則（昭和四十六年十月十五日条例第四十四号）

この条例は、丹羽郡岩倉町を岩倉市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十六年十二月二十四日条例第六十号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日の前日において次の表の上欄に掲げる生徒である者は、この条例施行の日に同表の下欄に掲げる学校の生徒となるものとする。

愛知県立時習館高等学校二川分校全日制課程家政科第一学年の生徒	愛知県立豊橋南高等学校
愛知県立時習館高等学校高豊分校全日制課程家政科第一学年の生徒	
愛知県立猿投農林高等学校藤岡分校全日制課程普通科第一学年の生徒	愛知県立加茂丘高等学校
愛知県立猿投農林高等学校小原分校全日制課程	

普通科第一学年の生徒	
愛知県立足助高等学校旭分校全日制課程普通科第一学年の生徒	
愛知県立蒲郡高等学校幸田分校全日制課程家政科第一学年の生徒	愛知県立幸田高等学校
愛知県立新城高等学校全日制課程普通科の生徒	愛知県立新城東高等学校

附 則（昭和四十七年三月二十九日条例第二十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立名古屋養護学校大府分校の児童及び生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立大府養護学校の児童及び生徒となるものとする。

附 則（昭和四十七年十二月二十三日条例第五十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立碧南高等学校の全日制課程機械科の生徒若しくは定時制課程機械科の生徒又は愛知県立刈谷高等学校東浦分校の生徒である者は、この条例の施行の日にそれぞれ愛知県立碧南工業高等学校の全日制課程機械科の生徒若しくは定時制課程機械科の生徒又は愛知県立東浦高等学校の生徒となるものとする。

附 則（昭和四十八年三月三十日条例第二十号）

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年十二月二十六日条例第五十四号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十九日条例第二十四号）

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

- 2 この条例施行の日の前日において愛知県立瀬戸窯業高等学校定時制課程の生徒である者は、この条例施行の日に愛知県立瀬戸南高等学校の生徒となるものとする。

附 則（昭和四十九年十二月二十五日条例第五十九号）

この条例は、昭和五十年二月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年十二月二十五日条例第六十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の日の前日において愛知県立春日台養護学校三好分校の児童又は生徒である者は、この条例施行の日に愛知県立三好養護学校の児童又は生徒となるものとする。

（愛知県心身障害者コロニー条例の一部改正）

- 3 愛知県心身障害者コロニー条例(昭和四十四年愛知県条例第八号)の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（昭和五十年三月二十六日条例第三号）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、昭和五十年三月三十一日以後に到来するこれらの条例の規定に基づく納期限その他の支払期限に係る延滞金又は延滞利息について適用し、同日前に到来した当該納期限その他の支払期限に係る延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十年三月二十六日条例第二十三号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年十二月二十四日条例第四十九号）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

- 2 この条例施行の日の前日において愛知県立半田高等学校武豊分校の生徒である者は、この条例施行の日に愛知県立武豊高等学校の生徒となるものとする。
- 附 則（昭和五十一年三月二十九日条例第二十九号）
（施行期日）
- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の愛知県立学校条例（次項において「新条例」という。）別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に転入学、編入学又は転籍した者に係る授業料の額は、新条例別表第二の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 附 則（昭和五十一年十二月二十四日条例第六十号）
この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十二年三月三十日条例第二十二号）
（施行期日）
- 1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和五十二年度において高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に入学した者に係る授業料の額は、新条例別表第二の規定にかかわらず、年額三万二千二百円とする。
- 4 この条例の施行の日以後において、高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に転入学、編入学又は転籍した者に係る授業料の額は、新条例別表第二の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 附 則（昭和五十二年十二月二十三日条例第四十七号）
- 1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立津島北高等学校又は愛知県立津島商工高等学校の定時制課程の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立佐織工業高等学校の定時制課程の生徒となるものとする。
- 附 則（昭和五十三年三月二十九日条例第五号）
この条例は、西加茂郡藤岡村を西加茂郡藤岡町とする処分が効力を生ずる日から施行する。
- 附 則（昭和五十三年三月二十九日条例第二十四号）
- 1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立新城高等学校作手分校の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立作手高等学校の生徒となるものとする。
- 附 則（昭和五十三年十二月二十五日条例第五十四号）
この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十四年三月二十二日条例第十八号）
この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十四年十二月二十四日条例第四十一号）
この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十五年三月二十六日条例第二十号）
- 1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の愛知県立学校条例（次項において「新条例」という。）別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に転入学、編入学又は転籍した者に係る授業料の額は、新条例別表第二の規定にかかわらず、当該者の属する年次の

在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和五十六年三月二十七日条例第二十五号）

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（次項において「新条例」という。）別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に転入学、編入学又は転籍した者に係る授業料の額は、新条例別表第二の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和五十六年十月二十一日条例第四十五号）

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十二月二十三日条例第四十九号）

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十二日条例第三十二号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月二十五日条例第二十号）

- 1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十八年三月三十一日に高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和五十八年四月一日以後において、高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に転入学、編入学又は転籍した者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和五十八年十二月二十八日条例第三十三号）

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立瀬戸南高等学校の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立瀬戸窯業高等学校の定時制課程の生徒となるものとする。

附 則（昭和五十九年十二月二十四日条例第四十二号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十七日条例第十七号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日条例第四十号）

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立起高等学校の定時制課程又は専攻科（夜間）の生徒である者は、この条例の施行の日にそれぞれ愛知県立起工業高等学校の定時制課程又は専攻科（夜間）の生徒となるものとする。

附 則（昭和六十一年三月二十六日条例第二十一号）

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 昭和六十一年三月三十一日に高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和六十一年四月一日以後において、高等学校の全日制課程又は専攻科（昼間）に転入学、編入学又は転籍した者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和六十一年十二月二十二日条例第四十五号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十七日条例第二十五号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十三日条例第五十五号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十七日条例第三十一号）

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 平成元年三月三十一日に高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成元年四月一日以後において、高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に転入学、編入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成二年三月二十八日条例第二十号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十二日条例第二十一号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年十月十六日条例第四十六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成三年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の愛知県立学校条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三年十二月二十四日条例第五十一号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十五日条例第二十八号）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 平成四年三月三十一日に高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成四年四月一日以後において、高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に転入学、編入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成四年十二月二十四日条例第五十号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月二十九日条例第二十四号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年十二月二十二日条例第四十四号）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立星南工業高等学校の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立名南工業高等学校の定時制課程の生徒となるものとする。

附 則（平成六年七月八日条例第二十五号）

この条例は、愛知郡日進町を日進市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十一日条例第五十号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二十二日条例第二十一号）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 平成七年三月三十一日に高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成七年四月一日以後において高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に転入学、編入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成七年十二月二十日条例第四十九号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十二日条例第十九号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年十二月十八日条例第三十八号）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立一宮東高等学校の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立一宮高等学校の定時制課程の生徒となるものとする。

附 則（平成九年三月二十四日条例第二十七号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年十二月十九日条例第四十五号）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立児玉高等学校又は愛知県立第二愛知工業高等学校の生徒である者は、この条例の施行の日にそれぞれ愛知県立名古屋西高等学校の定時制課程又は愛知県立愛知工業高等学校の定時制課程の生徒となるものとする。

附 則（平成十年三月二十五日条例第二十七号）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 平成十年三月三十一日に高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成十年四月一日以後において高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に転入学、編入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、新条例別表第二の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成十年七月六日条例第三十六号）

この条例は、平成十年八月一日から施行する。

附 則（平成十年十二月十八日条例第五十号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十三日条例第三十四号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月十七日条例第六十一号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一愛知県立愛知商業高等学校の項の改正規定は、同年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立本郷高等学校の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立新城東高等学校本郷校舎の生徒となるものとする。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第四十五号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十二日条例第七十三号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日条例第三十五号）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 平成十三年三月三十一日に高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成十三年四月一日以後において高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に転入学、編入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第四十号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十五日条例第四十六号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月八日条例第五十四号抄）

- 1 この条例は、渥美郡赤羽根町を廃し、その区域を同郡田原町に編入する処分及び渥美郡田原町を田市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十五年七月八日条例第五十五号）

この条例は、北設楽郡稲武町の区域を東加茂郡の区域とする郡の区域の変更が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十五年十二月十九日条例第八十三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第三十三号）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 平成十六年三月三十一日に高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成十六年四月一日以後において高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に転入学、編入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成十六年十月八日条例第五十一号抄）

- 1 この条例は、中島郡祖父江町及び同郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十六年十月八日条例第六十一号）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 愛知県立学校条例は、この条例によってまず改正され、次いで中島郡祖父江町及び同郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する処分に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成十六年愛知県条例第五十一号）第三条の規定によって改正されるものとする。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十三号抄）

- 1 この条例は、尾西市及び葉栗郡木曾川町を廃し、その区域を一宮市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十四号抄）

- 1 この条例は、海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村及び同郡佐織町を廃し、その区域をもって愛西市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十五号抄）

- 1 この条例は、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町及び同郡稲武町を廃し、その区域を豊田市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第一号抄）

- 1 この条例は、渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する処分が効力を生ずる日〔平成一七年一〇月一日〕から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第二号抄）

- 1 この条例は、西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町及び同郡新川町を廃し、その区域をもって清須市を設置する処分が効力を生ずる日〔平成一七年七月七日〕から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日条例第四十号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月八日条例第四十八号抄）

- 1 この条例は、西春日井郡師勝町及び同郡西春町を廃し、その区域をもって北名古屋市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十七年七月八日条例第五十号）

この条例は、新城市、南設楽郡鳳来町及び同郡作手村を廃し、その区域をもって新城市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十七年七月八日条例第五十一号抄）

- 1 この条例は、宝飯郡一宮町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日条例第九十三号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十日条例第九十七号抄）

- 1 この条例は、海部郡十四山村を廃し、その区域を同郡弥富町に編入する処分及び海部郡弥富町を

弥富市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第三十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第九号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第三十五号）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一愛知県立岡崎養護学校の項の次に一項を加える改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 平成十九年三月三十一日に高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に在学する者に係る授業料の額は、改正後の愛知県立学校条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成十九年四月一日以後において高等学校の全日制課程、定時制課程又は専攻科に転入学、編入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、新条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成十九年十月十六日条例第五十号抄）

- 1 この条例は、宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第二十五号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一愛知県立豊川養護学校の項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十月十六日条例第四十一号抄）

- 1 この条例は、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十一年十月十六日条例第四十二号抄）

- 1 この条例は、西加茂郡みよし町となる西加茂郡三好町をみよし市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月十八日条例第五十八号抄）

- 1 この条例は、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十二年七月九日条例第三十三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十一年度分までの授業料及び受講料の徴収については、改正後の愛知県立学校条例第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年十二月十七日条例第四十一号抄）

- 1 この条例は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月十七日条例第四十九号）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立作手高等学校の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立新城東高等学校作手校舎の生徒となるものとする。

附 則（平成二十三年三月二十二日条例第二十八号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十四日条例第四十九号抄）

- 1 この条例は、愛知郡長久手町を長久手市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第八十号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第二十七号）

改正

平成二六年三月二八日条例第四二号

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第四十一号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）附則第二条第二項に規定する高等学校等に在学する者からは、改正後の愛知県立学校条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、授業料及び受講料を徴収しない。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月十八日条例第五十五号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第二十号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年七月七日条例第三十一号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において愛知県立半田特別支援学校桃花校舎の生徒である者は、この条例の施行の日に愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎の生徒となるものとする。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。（後略）
（愛知県立学校条例の一部改正に伴う経過措置）
- 12 施行日の前日において旧コロニー条例に規定する愛知県心身障害者コロニーの愛知県立春日台特別支援学校の幼児、児童又は生徒である者は、施行日に愛知県立学校条例に規定する愛知県立春日台特別支援学校の幼児、児童又は生徒となるものとする。

（過料に関する経過措置）

- 17 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第三十三号）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一愛知県立愛知工業高等学校の項を削る改正規定及び次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 平成三十年三月三十一日において愛知県立愛知工業高等学校の定時制課程の生徒である者は、同年四月一日に愛知県立城北つばさ高等学校の生徒となるものとする。

附 則（令和二年三月二十七日条例第二十八号）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び次項の規定は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 令和三年三月三十一日において愛知県立新城東高等学校作手校舎の生徒である者は、同年四月一日に愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の生徒となるものとする。

附 則（令和三年三月二十六日条例第二十六号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一愛知県立新城東高等学校の項及び愛知県立新城高等学校の項を削る改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年十月十五日条例第四十五号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日条例第二十八号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年十月十八日条例第四十九号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第二十二号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十六日条例第三十六号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び別表第一愛知県立旭丘高等学校の項の前に五項を加える改正規定（愛知県立とよはし中学校に関する部分に限る。）は、令和六年六月一日から施行する。

附 則（令和六年七月五日条例第五十二号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十日条例第七十一号）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 改正後の愛知県立学校条例第六条第三項ただし書及び第九項の規定は、この条例の施行の日以後に到来する愛知県立学校条例の規定に基づく納付期限に係る授業料及び受講料について適用する。

附 則（令和七年三月二十五日条例第二十九号）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一愛知県立尾西高等学校の項、愛知県立稲沢東高等学校の項及び愛知県立稲沢高等学校の項を削る改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和七年七月十一日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

名称	課程等	位置
愛知県立明和高等学校附属中学校		名古屋市東区
愛知県立愛知総合工科高等学校附属中学校		名古屋市千種区
愛知県立時習館高等学校附属中学校		豊橋市
愛知県立とよはし中学校		豊橋市
愛知県立いちのみや中学校		一宮市
愛知県立半田高等学校附属中学校		半田市
愛知県立津島高等学校附属中学校		津島市
愛知県立刈谷高等学校附属中学校		刈谷市
愛知県立とよた中学校		豊田市
愛知県立豊田西高等学校附属中学校		豊田市
愛知県立西尾高等学校附属中学校		西尾市
愛知県立こまき中学校		小牧市
愛知県立日進高等学校附属中学校		日進市
愛知県立旭丘高等学校	全日制課程	名古屋市東区
愛知県立瑞陵高等学校	全日制課程	名古屋市瑞穂区
愛知県立明和高等学校	全日制課程 定時制課程	名古屋市東区
愛知県立惟信高等学校	全日制課程	名古屋市港区
愛知県立松蔭高等学校	全日制課程	名古屋市中村区
愛知県立昭和高等学校	全日制課程	名古屋市瑞穂区
愛知県立名古屋西高等学校	全日制課程 定時制課程	名古屋市西区
愛知県立熱田高等学校	全日制課程 定時制課程	名古屋市熱田区
愛知県立中村高等学校	全日制課程	名古屋市中村区
愛知県立千種高等学校	全日制課程	名古屋市名東区
愛知県立南陽高等学校	全日制課程	名古屋市港区
愛知県立守山高等学校	全日制課程	名古屋市守山区
愛知県立鳴海高等学校	全日制課程	名古屋市緑区
愛知県立天白高等学校	全日制課程	名古屋市天白区
愛知県立名古屋南高等学校	全日制課程	名古屋市南区
愛知県立城北つばさ高等学校	定時制課程	名古屋市北区

愛知県立旭陵高等学校	通信制課程	名古屋市東区
愛知県立名古屋工科高等学校	全日制課程 定時制課程	名古屋市南区
愛知県立愛知総合工科高等学校	全日制課程 専攻科	名古屋市千種区
愛知県立愛知商業高等学校	全日制課程	名古屋市東区
愛知県立中川青和高等学校	全日制課程	名古屋市中川区
愛知県立緑丘高等学校	全日制課程	名古屋市守山区
愛知県立時習館高等学校	全日制課程	豊橋市
愛知県立豊橋東高等学校	全日制課程	豊橋市
愛知県立豊丘高等学校	全日制課程	豊橋市
愛知県立豊橋南高等学校	全日制課程	豊橋市
愛知県立豊橋西高等学校	全日制課程	豊橋市
愛知県立豊橋工科高等学校	全日制課程 定時制課程	豊橋市
愛知県立豊橋商業高等学校	全日制課程	豊橋市
愛知県立岡崎高等学校	全日制課程 定時制課程	岡崎市
愛知県立岡崎北高等学校	全日制課程	岡崎市
愛知県立岡崎東高等学校	全日制課程	岡崎市
愛知県立岡崎西高等学校	全日制課程	岡崎市
愛知県立岩津高等学校	全日制課程	岡崎市
愛知県立岡崎工科高等学校	全日制課程 定時制課程	岡崎市
愛知県立岡崎商業高等学校	全日制課程	岡崎市
愛知県立一宮高等学校	全日制課程 定時制課程	一宮市
愛知県立木曾川高等学校	全日制課程	一宮市
愛知県立一宮西高等学校	全日制課程	一宮市
愛知県立一宮北高等学校	全日制課程	一宮市
愛知県立一宮南高等学校	全日制課程	一宮市
愛知県立一宮興道高等学校	全日制課程	一宮市
愛知県立一宮起工科高等学校	全日制課程 定時制課程	一宮市
愛知県立一宮工科高等学校	全日制課程	一宮市
愛知県立一宮商業高等学校	全日制課程	一宮市
愛知県立瀬戸高等学校	全日制課程	瀬戸市
愛知県立瀬戸西高等学校	全日制課程	瀬戸市
愛知県立瀬戸工科高等学校	全日制課程 定時制課程 専攻科	瀬戸市
愛知県立瀬戸北総合高等学校	全日制課程	瀬戸市
愛知県立半田高等学校	全日制課程	半田市
愛知県立半田東高等学校	全日制課程	半田市
愛知県立半田工科高等学校	全日制課程	半田市
愛知県立半田農業高等学校	全日制課程	半田市
愛知県立半田商業高等学校	全日制課程 定時制課程	半田市

愛知県立春日井高等学校	全日制課程 定時制課程	春日井市
愛知県立春日井西高等学校	全日制課程	春日井市
愛知県立春日井東高等学校	全日制課程	春日井市
愛知県立高蔵寺高等学校	全日制課程	春日井市
愛知県立春日井南高等学校	全日制課程	春日井市
愛知県立春日井工科高等学校	全日制課程	春日井市
愛知県立春日井泉高等学校	全日制課程	春日井市
愛知県立国府高等学校	全日制課程	豊川市
愛知県立小坂井高等学校	全日制課程	豊川市
愛知県立御津あおば高等学校	全日制課程 定時制課程 通信制課程	豊川市
愛知県立豊川工科高等学校	全日制課程	豊川市
愛知県立宝陵高等学校	全日制課程 専攻科	豊川市
愛知県立津島高等学校	全日制課程 定時制課程	津島市
愛知県立津島北高等学校	全日制課程	津島市
愛知県立津島東高等学校	全日制課程	津島市
愛知県立津島北翔高等学校	全日制課程	津島市
愛知県立海翔高等学校	全日制課程	津島市
愛知県立碧南高等学校	全日制課程 定時制課程	碧南市
愛知県立碧南工科高等学校	全日制課程	碧南市
愛知県立刈谷高等学校	全日制課程	刈谷市
愛知県立刈谷北高等学校	全日制課程	刈谷市
愛知県立刈谷東高等学校	定時制課程 通信制課程	刈谷市
愛知県立刈谷工科高等学校	全日制課程	刈谷市
愛知県立豊田西高等学校	全日制課程 定時制課程	豊田市
愛知県立豊田東高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立足助高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立松平高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立加茂丘高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立衣台高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立豊田北高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立豊田南高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立豊田高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立豊野高等学校	全日制課程 定時制課程 通信制課程	豊田市
愛知県立豊田工科高等学校	全日制課程 定時制課程	豊田市
愛知県立猿投農林高等学校	全日制課程	豊田市
愛知県立安城高等学校	全日制課程 定時制課程	安城市

愛知県立安城東高等学校	全日制課程	安城市
愛知県立安城南高等学校	全日制課程	安城市
愛知県立安城農林高等学校	全日制課程	安城市
愛知県立西尾高等学校	全日制課程	西尾市
愛知県立一色高等学校	全日制課程 定時制課程	西尾市
愛知県立吉良高等学校	全日制課程	西尾市
愛知県立西尾東高等学校	全日制課程	西尾市
愛知県立鶴城丘高等学校	全日制課程	西尾市
愛知県立蒲郡高等学校	全日制課程 定時制課程	蒲郡市
愛知県立蒲郡東高等学校	全日制課程	蒲郡市
愛知県立三谷水産高等学校	全日制課程 専攻科	蒲郡市
愛知県立犬山高等学校	全日制課程 定時制課程	犬山市
愛知県立犬山総合高等学校	全日制課程	犬山市
愛知県立常滑高等学校	全日制課程	常滑市
愛知県立尾北高等学校	全日制課程	江南市
愛知県立江南高等学校	全日制課程	江南市
愛知県立古知野高等学校	全日制課程 定時制課程	江南市
愛知県立小牧高等学校	全日制課程 定時制課程	小牧市
愛知県立小牧南高等学校	全日制課程	小牧市
愛知県立小牧工科高等学校	全日制課程	小牧市
愛知県立稲沢緑風館高等学校	全日制課程	稲沢市
愛知県立杏和高等学校	全日制課程	稲沢市
愛知県立新城有教館高等学校	全日制課程	新城市
愛知県立新城有教館高等学校作手校舎	全日制課程	新城市
愛知県立横須賀高等学校	全日制課程 定時制課程	東海市
愛知県立東海南高等学校	全日制課程	東海市
愛知県立東海樟風高等学校	全日制課程	東海市
愛知県立大府高等学校	全日制課程 定時制課程	大府市
愛知県立大府東高等学校	全日制課程	大府市
愛知県立桃陵高等学校	全日制課程 専攻科	大府市
愛知県立知多翔洋高等学校	全日制課程	知多市
愛知県立知立高等学校	全日制課程	知立市
愛知県立知立東高等学校	全日制課程	知立市
愛知県立旭野高等学校	全日制課程	尾張旭市
愛知県立高浜高等学校	全日制課程	高浜市
愛知県立岩倉総合高等学校	全日制課程	岩倉市
愛知県立豊明高等学校	全日制課程	豊明市
愛知県立日進高等学校	全日制課程	日進市

愛知県立日進西高等学校	全日制課程	日進市
愛知県立成章高等学校	全日制課程	田原市
愛知県立福江高等学校	全日制課程	田原市
愛知県立渥美農業高等学校	全日制課程	田原市
愛知県立愛西工科高等学校	全日制課程	愛西市
愛知県立佐屋高等学校	全日制課程 定時制課程 通信制課程	愛西市
愛知県立新川高等学校	全日制課程	清須市
愛知県立西春高等学校	全日制課程	北名古屋市
愛知県立三好高等学校	全日制課程	みよし市
愛知県立五条高等学校	全日制課程	あま市及び清須市
愛知県立美和高等学校	全日制課程	あま市
愛知県立長久手高等学校	全日制課程	長久手市
愛知県立東郷高等学校	全日制課程	愛知郡東郷町
愛知県立丹羽高等学校	全日制課程	丹羽郡扶桑町及び大口町
愛知県立阿久比高等学校	全日制課程	知多郡阿久比町
愛知県立東浦高等学校	全日制課程	知多郡東浦町
愛知県立内海高等学校	全日制課程	知多郡南知多町
愛知県立武豊高等学校	全日制課程 定時制課程 通信制課程	知多郡武豊町
愛知県立幸田高等学校	全日制課程	額田郡幸田町
愛知県立田口高等学校	全日制課程	北設楽郡設楽町
愛知県立名古屋盲学校	幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科	名古屋市千種区
愛知県立岡崎盲学校	幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科	岡崎市
愛知県立名古屋聾(ろう)学校	中学部 高等部 専攻科	名古屋市千種区
愛知県立千種聾(ろう)学校	幼稚部 小学部	名古屋市千種区
愛知県立千種聾(ろう)学校ひがしうら校舎	幼稚部 小学部	知多郡東浦町
愛知県立豊橋聾(ろう)学校	幼稚部 小学部 中学部 高等部	豊橋市
愛知県立岡崎聾(ろう)学校	幼稚部 小学部 中学部	岡崎市

	高等部	
愛知県立一宮聾(ろう)学校	幼稚部 小学部 中学部 高等部	一宮市
愛知県立名古屋特別支援学校	小学部 中学部 高等部	名古屋市西区
愛知県立港特別支援学校	小学部 中学部 高等部	名古屋市港区
愛知県立豊橋特別支援学校	小学部 中学部 高等部	豊橋市
愛知県立岡崎特別支援学校	小学部 中学部 高等部	岡崎市
愛知県立みあい特別支援学校	小学部 中学部 高等部	岡崎市
愛知県立一宮特別支援学校	幼稚部 小学部 中学部 高等部	一宮市
愛知県立一宮東特別支援学校	小学部 中学部 高等部	一宮市
愛知県立瀬戸つばき特別支援学校	小学部 中学部 高等部	瀬戸市
愛知県立半田特別支援学校	小学部 中学部 高等部	半田市
愛知県立ひいらぎ特別支援学校	小学部 中学部 高等部	半田市
愛知県立春日台特別支援学校	幼稚部 小学部 中学部 高等部	春日井市
愛知県立春日井高等特別支援学校	高等部	春日井市
愛知県立豊川特別支援学校	小学部 中学部 高等部	豊川市
愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎	高等部	豊川市
愛知県立豊田高等特別支援学校	高等部	豊田市
愛知県立安城特別支援学校	小学部 中学部 高等部	安城市

愛知県立にしお特別支援学校	小学部 中学部 高等部	西尾市
愛知県立小牧特別支援学校	小学部 中学部 高等部	小牧市
愛知県立いなざわ特別支援学校	小学部 中学部 高等部	稲沢市
愛知県立大府特別支援学校	小学部 中学部 高等部	大府市
愛知県立大府もちのき特別支援学校	小学部 中学部 高等部	大府市
愛知県立大府もちのき特別支援学校 桃花校舎	高等部	大府市
愛知県立佐織特別支援学校	小学部 中学部 高等部	愛西市
愛知県立三好特別支援学校	小学部 中学部 高等部	みよし市

別表第二（第六条関係）

課程等の区分		入学料の額 (単位円)	授業料又は聴講料の額 (単位円)
全日制課程		五、六五〇	年額 一一八、八〇〇
定時制課程	生徒	二、一〇〇	一四単位まで 年額 二二、八〇〇
			一五単位から一九単位まで 年額 二七、六〇〇
	二〇単位以上 年額 三二、四〇〇		
	聴講生	二、一〇〇	一単位につき 年額 一、四〇〇
通信制課程		五〇〇	一単位につき 年額 三三六
専攻科		五、六五〇	年額 一一八、八〇〇

別表第三（第六条関係）

区分	受講料の額 (単位円)
全日制課程における併修	一単位につき 年額 一、四〇〇
定時制課程における併修	一単位につき 年額 一、四〇〇
通信制課程における併修	一単位につき 年額 三三六

別表第四（第六条関係）

期	納付期限
第一期（四月から六月まで）	八月二十日
第二期（七月から九月まで）	十月二十日
第三期（十月から十二月まで）	十二月二十日
第四期（一月から三月まで）	三月二十日

愛知県立学校管理規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この教育委員会規則は、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する県立学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定め、もつて学校の適正にして円滑な管理運営を図ることを目的とする。

第二章 教育活動

(教育課程の編成)

第二条 教育課程は、学習指導要領及びこれに基き教育委員会が定める基準により、校長が編成するものとする。

2 愛知県立とよはし中学校にあつては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条において準用する同令第五十六条の四の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

3 別表第一の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）にあつては、学校教育法施行規則第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

4 前項の場合において、連携型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。

5 別表第二の上欄に掲げる中学校及び同表下欄に掲げる高等学校にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すための教育課程を編成するものとする。

(教育課程等の届出)

第三条 校長は、前条の教育課程及び指導の重点目標を定めたときは、教育委員会に届け出なければならない。

(学校行事)

第四条 校長は、教育活動の一環として実施する修学旅行、水泳、登山、対外競技その他の学校行事については、教育委員会の定める基準により企画し、及び実施しなければならない。

2 前項に規定する学校行事のうち、修学旅行、県外で行われる行事及び宿泊を要する行事については、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(非常変災等による臨時休業の報告)

第五条 非常変災その他急迫の事情によつて臨時に授業を行わなかつた場合は、校長は、すみやかに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- 一 授業を行わなかつた日
- 二 理由
- 三 事前及び事後の措置の状況

(休業日の変更の届出)

第六条 学校の休業日を変更する場合（授業日と休業日を相互に振り替える場合を含む。）は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(事故等の報告)

第七条 校長は、幼児、児童又は生徒について次に掲げる事実が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 一 事故による死亡その他重大な事故が生じたとき。
- 二 退学処分その他重大な処分を行つたとき。

第三章 教科書以外の教材の取扱

(教材の届出)

第八条 学校において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣が著作権を有する教科用図書以外の教材を特定の集団全員に対し計画的かつ継続的に使用させる場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第九条 削除

第四章 職員の組織及び服務

(副校長)

第十条 中学校並びに愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にしお特別支援学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、中学校にあつては校務を、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にしお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に関する校務をつかさどる。

(特別支援学校の部主事)

第十条の二 特別支援学校の各部に、部主事を置く。

2 部主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

(教務主任)

第十一条 中学校、高等学校及び特別支援学校の各部に、教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(学年主任)

第十一条の二 学校に、学年主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学年主任を置かないことができる。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(保健主事)

第十一条の三 学校に、保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(生徒指導主事)

第十一条の四 中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、生徒指導主事を置く。

ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(進路指導主事)

第十一条の五 中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、進路指導主事を置く。

ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(学科主任)

第十一条の六 二以上の学科を置く高等学校及び特別支援学校の高等部に、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。

2 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(農場長)

第十一条の七 農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校に、農場長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、農場長を置かないことができる。

2 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

(寮務主任)

第十一条の八 寄宿舎を設ける学校に、寮務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

2 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(教務主任等の発令)

第十一条の九 第十一条から前条までに規定する教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任は、当該学校又は部に属する教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から校長の内申をまつて、教育委員会が命ずる。

（校務主任）

第十一条の十 中学校に、校務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、校務主任を置かないことができる。

2 校務主任は、校長の監督を受け、校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言にあたる。

3 校務主任の発令については、前条の規定を準用する。

（総務主任）

第十二条 高等学校に、総務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、総務主任を置かないことができる。

2 総務主任は、校長の監督を受け、総務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 総務主任の発令については、第十一条の九の規定を準用する。

（自立活動主任）

第十二条の二 特別支援学校に、自立活動主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、自立活動主任を置かないことができる。

2 自立活動主任は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 自立活動主任の発令については、第十一条の九の規定を準用する。

（その他の主任等）

第十二条の三 学校においては、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、当該学校の教諭の中から校長が命ずるものとする。

（司書教諭）

第十二条の四 高等学校及び特別支援学校の各部に、司書教諭を置く。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校又は部に属する教諭（司書教諭の講習を修了した者に限る。）の中から校長の内申をまつて、教育委員会が命ずる。

（舎監）

第十二条の五 寄宿舎を設ける学校に、舎監を置く。

2 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる。

3 舎監は、当該学校の教諭の中から校長が命ずるものとする。

（主任養護教諭）

第十二条の六 学校に、主任養護教諭を置くことができる。

2 主任養護教諭は、校長の監督を受け、幼児、児童又は生徒の養護に関する事項を整理する。

3 主任養護教諭は、当該学校の養護教諭の中から校長の内申をまつて、教育委員会が命ずる。

（実習教師）

第十二条の七 高等学校及び特別支援学校の高等部に、実習教師を置くことができる。

2 実習教師は、校長の監督を受け、実験又は実習に関する専門的事項について教諭の職務を助ける。

3 実習教師は、当該学校の実習助手の中から校長の内申をまつて、教育委員会が命ずる。

（校務の分掌）

第十三条 校長は、校務分掌に関する組織を定め、所属職員に分掌を命じ、校務を処理しなければならない。

2 校長が校務分掌に関する組織を定めたときは、教育委員会に報告しなければならない。

（職員会議）

第十三条の二 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

3 前二項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

（学校評議員）

第十三条の三 学校（学校運営協議会が置かれているものを除く。）に、学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ学校運営に関して意見を述べるができる。
- 3 学校評議員は、所属職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

(職員に関する報告)

第十四条 校長は、所属職員について死亡その他重要と認める事項が生じたときは、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

(研修)

第十五条 校長は、所属職員の現職研修に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(旅行)

第十六条 職員(校長を含む。以下同じ。)の旅行は、校長が命ずる。

(休暇)

第十七条 職員の年次休暇の届出の受理又は年次休暇以外の休暇の承認は、校長がこれを行う。

(日直及び宿直)

第十八条 日直及び宿直の勤務者は、校長が定める。

- 2 日直及び宿直に関する細則は、校長が定め、教育委員会に報告しなければならない。

(非常変災時の措置)

第十九条 校長は、非常変災が発生し、又はそのおそれがあるときは、その状況に応じて、人命の安全並びに学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)の保全を図るため、適切な措置を講じなければならない。

第五章 施設及び設備の管理

(施設及び設備の整備)

第二十条 校長は、学校の施設及び設備の管理を総括し、常に現況を明かにしておくとともに、その整備に努めなければならない。

(管理計画等)

第二十一条 校長は、毎年度学校の防火及び警備に関する計画その他学校の施設及び設備の管理に関する計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(亡失及びき損の報告等)

第二十二条 校長は、盗難災害等の事故により学校の施設及び設備の全部又は一部が亡失し、又はき損した場合は、すみやかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(施設及び設備の使用)

第二十三条 校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために一時使用させることができる。

- 2 前項の場合において、その使用が長期にわたり、又は異例に属するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。
- 3 校長は、学校の施設及び設備の使用の状況について、毎年度教育委員会に報告しなければならない。

(施設及び設備の変更)

第二十四条 校長は、学校の施設又は設備に変更を加える必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に申し出なければならない。

第六章 学校評価等

(自己評価)

第二十五条 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(学校関係者評価)

第二十六条 学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するものとする。

(評価結果の報告)

第二十七条 学校は、第二十五条第一項及び前条の規定による評価の結果を教育委員会に報告するものとする。

(情報提供)

第二十八条 学校は、当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第七章 補則

(雑則)

第二十九条 この教育委員会規則の規定に基く承認、届出、報告等の時期、様式その他この教育委員会規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月一日教育委員会規則第十五号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十一年八月三十一日教育委員会規則第四号）

1 この規則は、昭和四十一年九月一日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、願書等の書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則（昭和四十三年五月十三日教育委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月三十一日教育委員会規則第五号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月三十日教育委員会規則第八号）

この規則は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年十二月二十五日教育委員会規則第十二号）

1 この規則は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県立学校管理規則第十七条第一項又は第二項の規定により提出されている年次休暇の承認の申請は、年次休暇の届出とみなす。

附 則（昭和五十三年十二月二十二日教育委員会規則第九号）

1 この規則は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この規則施行の際、現に、この規則による改正後の愛知県立学校管理規則（以下「改正後の管理規則」という。）第十一条から第十一条の八まで、第十二条、第十二条の二及び第十二条の四に規定する教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、寮務主任、総務主任、養護・訓練主任又は舎監の職務に相当する職務を命ぜられている者は、改正後の管理規則第十一条から第十一条の八まで、第十二条、第十二条の二及び第十二条の四の各相当の規定による教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、寮務主任、総務主任、養護・訓練主任又は舎監を命ぜられたものとする。

附 則（昭和五十五年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（平成元年二月二十五日教育委員会規則第二号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成七年五月三十一日教育委員会規則第六号）

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

附 則（平成八年一月十日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十年十一月二十七日教育委員会規則第十号）

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年二月十八日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月十七日教育委員会規則第五号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十六日教育委員会規則第二十号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年一月二十一日教育委員会規則第一号）

改正

平成一九年 三月二三日教育委員会規則第八号

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 学級の数が十一以下の高等学校又は特別支援学校の部にあつては、改正後の愛知県立学校管理規則第十二条の四第一項の規定にかかわらず、当分の間、司書教諭を置かないことができる。

附 則（平成十五年十二月二十六日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月二十二日教育委員会規則第十号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年九月九日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中愛知県立学校管理規則第二条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日教育委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十二日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日教育委員会規則第十一号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日教育委員会規則第六号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年二月十三日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日教育委員会規則第五号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年二月八日教育委員会規則第一号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日教育委員会規則第二号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年五月三十一日教育委員会規則第五号）

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

附 則（令和六年八月十六日教育委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年三月二十八日教育委員会規則第九号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

連携型高等学校の名称	連携型中学校の名称
愛知県立衣台高等学校	豊田市立保見中学校
愛知県立新城有教館高等学校作手校舎	新城市立作手中学校
愛知県立福江高等学校	田原市立福江中学校
愛知県立美和高等学校	あま市立七宝中学校 あま市立七宝北中学校 あま市立美和中学校 あま市立甚目寺中学校 あま市立甚目寺南中学校 大治町立大治中学校
愛知県立田口高等学校	設楽町立設楽中学校 東栄町立東栄中学校 豊根村立豊根中学校

別表第二（第二条関係）

中学校の名称	高等学校の名称
愛知県立明和高等学校附属中学校	愛知県立明和高等学校
愛知県立半田高等学校附属中学校	愛知県立半田高等学校
愛知県立津島高等学校附属中学校	愛知県立津島高等学校
愛知県立刈谷高等学校附属中学校	愛知県立刈谷高等学校

愛知県立高等学校学則

(学科及び入学定員)

第一条 各愛知県立高等学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。）の学科及び入学定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第二条 高等学校の修業年限は、次のとおりとする。

- 一 全日制の課程 三年
- 二 定時制の課程 三年以上
- 三 専攻科 二年

(学期)

第三条 学年を次の三学期に分ける。

- 第一学期 四月一日から八月三十一日まで
- 第二学期 九月一日から十二月三十一日まで
- 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、愛知県教育委員会に届け出て、学年を次の二学期に分けることができる。

- 前期 四月一日から九月三十日まで
- 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

3 校長は、必要があると認めるときは、愛知県教育委員会に届け出て、学期の始期及び終期を変更することができる。

(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 あいち県民の日条例（令和四年愛知県条例第五十号）第二条第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日
- 四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで
- 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで
- 六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

2 愛知県教育委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日以外の日を臨時に授業を行わない日とすることができる。

(教育課程)

第五条 高等学校の教育課程については、高等学校学習指導要領及び愛知県教育委員会の示す基準により、校長が定める。

(入学手続)

第六条 高等学校に生徒として入学しようとする者は、入学願書を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により入学願書を提出するときは、愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十二号）の定めるところにより、入学検定料を納付しなければならない。ただし、入学検定を受検しない場合は、この限りでない。

3 入学の許可を受けた者で生徒であるものは、愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）の定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第七条 入学の許可を受けた者で生徒であるものは、愛知県立学校条例の定めるところにより、授業料を納付しなければならない。

(併修)

第八条 高等学校の定時制の課程の生徒で、他の高等学校の定時制の課程における教科・科目の併修を希望する者は、在籍する高等学校の校長の了承を得て、受講許可願（様式第一）を当該希望する併修先の高等学校の校長に提出しなければならない。

2 高等学校の全日制の課程の生徒で在籍する高等学校の定時制の課程における教科・科目の併修を希望する者又は高等学校の定時制の課程の生徒で在籍する高等学校の全日制の課程、他の定時制の課程、他のコース若しくは特別講座（愛知県立一宮起工科高等学校において行われるものに限る。）における教科・科目の併修を希望する者は、受講許可願（様式第二）を当該高等学校の校長に提出しなければならない。

3 前二項の規定による受講許可願の提出を受けた校長は、当該教科・科目の指導に支障をきたさない範囲内において、生徒の併修を許可することができる。

4 前項の規定により併修を許可された生徒は、愛知県立学校条例の定めるところにより、受講料を納付しなければならない。

（退学及び転学）

第九条 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、その理由を付し、並びにその者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により、校長に願い出なければならない。

（留学）

第十条 生徒は、外国の高等学校に、愛知県教育委員会の定めるところにより留学しようとするときは、その者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。

（休学）

第十一条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、その者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面にその理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なければならない。

2 校長は、前項の願い出がやむを得ないと認めるときは、一年以内の期間を限り、休学を許可することができる。ただし、長期の療養を必要とする疾患による場合は、この期間を二年まで延長することができる。

（卒業証書等）

第十二条 校長は、高等学校の全日制の課程又は定時制の課程の全課程を修了したと認めた者には卒業証書（様式第三）を、高等学校の専攻科の全課程を修了したと認めた者には修了証書（様式第四）を授与するものとする。

2 校長は、必要があるときは、単位の修得証明書を与えることができる。

（表彰）

第十三条 校長は、他の模範となる生徒を表彰することができる。

（寄宿舎）

第十四条 寄宿舎に関する事項は、校長が定める。

（学年及び入学資格等）

第十五条 学年、入学資格、課程の修了及び卒業の認定、職員並びに懲戒に関する事項は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）及び単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の定めるところによる。

（聴講生）

第十六条 単位制による課程を置く高等学校に聴講生として入学しようとする者は、聴講願（様式第五）を当該高等学校の校長に提出しなければならない。

2 前項の規定による聴講願の提出を受けた校長は、教科・科目の指導に支障をきたさない範囲内において、聴講生として入学を許可することができる。

3 前項の規定により聴講生として入学を許可された者は、愛知県立学校条例の定めるところにより入学料及び聴講料を納付しなければならない。

4 校長は、聴講生として単位制による課程を置く高等学校の特定の科目を履修したと認めた者には聴講証書（様式第六）を授与するものとする。

5 聴講生については、この条に定めるもののほか、生徒に関する規定を準用する。

（委任）

第十七条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 愛知県立高等学校の分校設置規則（昭和二十八年愛知県教育委員会規則第四号）

二 愛知県営造物条例制定に伴う関係規則の整理に関する規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第六号）

附 則（昭和四十年三月二十四日教育委員会規則第五号）

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年三月二十八日教育委員会規則第一号）

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年四月一日教育委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年三月二十九日教育委員会規則第一号）

この規則の規定中愛知県立桃陵高等学校全日制課程に関する部分は昭和四十三年三月三十一日から施行し、その他の部分は昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月三十一日教育委員会規則第三号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月三十日教育委員会規則第一号）

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年七月二十七日教育委員会規則第八号）

この規則の規定中知多郡大府町を大府市とする処分に伴う改正部分は知多郡大府町を大府市とする処分が効力を生ずる日から、その他の改正部分は知多郡知多町を知多市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十五年十二月一日教育委員会規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月二十四日教育委員会規則第二号）

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年十一月二十二日教育委員会規則第十号）

この規則は、丹羽郡岩倉町を岩倉市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四十七年三月三十一日教育委員会規則第二号）

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年一月二十四日教育委員会規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において次の各号に掲げる高等学校の紡織科の生徒である者は、この規則の施行の日においてそれぞれ当該高等学校の繊維工学科の生徒となるものとする。

一 愛知県立愛知工業高等学校

二 愛知県立豊橋工業高等学校

三 愛知県立岡崎工業高等学校

四 愛知県立津島商工高等学校

五 愛知県立起高等学校

六 愛知県立起工業高等学校

附 則（昭和四十八年四月二十五日教育委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十九日教育委員会規則第三号）

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年三月三十一日教育委員会規則第三号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十九日教育委員会規則第六号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年十二月一日教育委員会規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月三十日教育委員会規則第六号）

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月三十一日教育委員会規則第二号）

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月三十日教育委員会規則第五号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十八日教育委員会規則第三号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月三十日教育委員会規則第四号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年一月二十七日教育委員会規則第一号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月三十日教育委員会規則第三号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年一月二十五日教育委員会規則第三号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年一月二十八日教育委員会規則第二号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年一月二十二日教育委員会規則第二号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年一月十二日教育委員会規則第一号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年一月十三日教育委員会規則第一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年十二月五日教育委員会規則第九号）

この規則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月三十一日教育委員会規則第六号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年十一月二十九日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十八日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十二月二十八日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十七日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年十二月二十七日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年四月十三日教育委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二号の改正規定は、平成四年九月一日から施行する。

附 則（平成五年一月十三日教育委員会規則第二号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日教育委員会規則第六号）

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 附 則（平成五年十二月二十二日教育委員会規則第十三号）
この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 附 則（平成六年九月三十日教育委員会規則第七号）
この規則は、平成六年十月一日から施行する。
- 附 則（平成六年十二月二十六日教育委員会規則第九号）
この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則（平成七年十二月十三日教育委員会規則第八号）
この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成八年一月十日教育委員会規則第一号）
この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成八年三月二十五日教育委員会規則第四号）
この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成九年一月十日教育委員会規則第一号）
この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成九年三月三十一日教育委員会規則第四号）
この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十年一月九日教育委員会規則第一号）
この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十年三月二十五日教育委員会規則第四号）
この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十一年一月八日教育委員会規則第一号）
この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十一年三月二十六日教育委員会規則第三号）
この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十一年十二月二十一日教育委員会規則第九号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十二年三月二十八日教育委員会規則第九号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十二年十二月二十六日教育委員会規則第二十二号）
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十三年三月二十七日教育委員会規則第二号）
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十三年十二月二十八日教育委員会規則第十号）
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十四年三月二十六日教育委員会規則第九号）
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十四年十二月二十七日教育委員会規則第十五号）
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十五年七月十八日教育委員会規則第八号）
この規則は、渥美郡赤羽根町を廃し、その区域を同郡田原町に編入する処分及び渥美郡田原町を田原市とする処分が効力を生ずる日から施行する。
- 附 則（平成十五年十二月二十六日教育委員会規則第十一号）
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十六年三月二十六日教育委員会規則第二号）
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十六年十二月二十八日教育委員会規則第十一号）
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第六条第二項の改正規定及び同項にただし書を加える改正規定 公布の日
 - 二 別表愛知県立木曾川高等学校の項から愛知県立起工業高等学校の項までを削り、同表愛知県立

一宮高等学校の項の次に一項を加える改正規定、別表愛知県立一宮北高等学校の項の次に一項を加える改正規定及び別表愛知県立一宮興道高等学校の項の次に一項を加える改正規定 尾西市及び葉栗郡木曾川町を廃し、その区域を一宮市に編入する処分が効力を生ずる日

三 別表愛知県立松平高等学校の項、愛知県立加茂丘高等学校の項及び愛知県立足助高等学校の項を削り、同表愛知県立豊田東高等学校の項の次に三項を加える改正規定 西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町及び同郡稲武町を廃し、その区域を豊田市に編入する処分が効力を生ずる日

四 別表愛知県立佐屋高等学校の項及び愛知県立佐織工業高等学校の項を削り、同表愛知県立渥美農業高等学校の項の次に二項を加える改正規定 海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村及び同郡佐織町を廃し、その区域をもって愛西市を設置する処分が効力を生ずる日

附 則（平成十七年六月三日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成十七年七月七日から施行する。

附 則（平成十七年九月九日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十七年十一月十五日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日教育委員会規則第十四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表愛知県立宝陵高等学校の項を削る改正規定及び別表愛知県立豊川工業高等学校の項の次に一項を加える改正規定 平成十八年二月一日

二 別表中愛知県立西春高等学校の項を削り、愛知県立新川高等学校の項の次に一項を加える改正規定 平成十八年三月二十日

三 別表中愛知県立海南高等学校の項及び愛知県立海翔高等学校の項を削り、愛知県立東郷高等学校の項の前に二項を加える改正規定 海部郡十四山村を廃し、その区域を同郡弥富町に編入する処分及び海部郡弥富町を弥富市とする処分が効力を生ずる日

附 則（平成十八年三月二十八日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十二日教育委員会規則第十四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日教育委員会規則第五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十一日教育委員会規則第十六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表中愛知県立御津高等学校の項を削り、愛知県立国府高等学校の項の次に一項を加える改正規定は、同年一月十五日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日教育委員会規則第二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月十九日教育委員会規則第十四号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月十八日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中愛知県立高等学校学則別表の改正規定（愛知県立三好高等学校の項を削り、愛知県立海翔高等学校の項の次に一項を加える部分に限る。） 平成二十二年一月四日

二 第一条中愛知県立高等学校学則別表の改正規定（愛知県立小坂井高等学校の項を削り、愛知県立国府高等学校の項の次に一項を加える部分に限る。） 平成二十二年二月一日

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。） 海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置する処分が効力を生ずる日

附 則（平成二十二年七月二十三日教育委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月十七日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表愛知県立一色高等学校の項及び愛知県立吉良高等学校の項を削り、同表愛知県立西尾高等学校の項の次に二項を加える改正規定は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十二日教育委員会規則第二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日教育委員会規則第八号）

この規則中第一条の規定は平成二十四年一月四日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十五日教育委員会規則第六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十日教育委員会規則第二号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十四日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十二日教育委員会規則第十五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十二日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日教育委員会規則第十一号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日教育委員会規則第九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十七日教育委員会規則第十三号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十五日教育委員会規則第十号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日教育委員会規則第十三号）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和三年三月三十日教育委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十四日教育委員会規則第十号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日教育委員会規則第七号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年十二月二十三日教育委員会規則第十三号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十四日教育委員会規則第六号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十二月二十二日教育委員会規則第十二号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十七日教育委員会規則第九号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月二十八日教育委員会規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年十二月二十六日教育委員会規則第十五号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

名称	課程	学科		入学定員 (人)
愛知県立旭丘高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (美術)	普通科 美術科	三六〇 四〇
愛知県立瑞陵高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭) 専門教育を主とする学科 (理数)	普通科 食物科 理数科	二八〇 四〇 四〇
愛知県立明和高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (音楽)	普通科 音楽科	三二〇 四〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立惟信高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科 未来探究科	二四〇 四〇
愛知県立松蔭高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立昭和高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立名古屋西高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立熱田高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立中村高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立千種高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (国際関係)	普通科 国際教養科	二八〇 八〇
愛知県立南陽高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選 択履修を旨として総合的に 施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立守山高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	一六〇
愛知県立鳴海高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立天白高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立名古屋南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立城北つばさ高等学校	定時制課程 (夜間) (昼間)	専門教育を主とする学科 普通教育を主とする学科	ものづくり科 普通科	四〇 募集停止

		普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	一六〇
愛知県立名古屋工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	I T工学科 機械科 電気科 エネルギーシステム科 エネルギー化学科	二四〇
	定時制課程 (夜間)	専門教育を主とする学科 (工業)	機械科	四〇
愛知県立愛知総合工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	理工科 機械加工科 機械制御科 電気科 電子情報科 建設科 デザイン工学科	三二〇
	専攻科	専門教育を主とする学科 (工業)	高度技術科 先端技術科	二〇 二〇
愛知県立愛知商業高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	グローバルビジネス科 会計ビジネス科 I Tビジネス科	二八〇
愛知県立中川青和高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	キャリアビジネス科	二四〇
愛知県立緑丘高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立時習館高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立豊橋東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立豊丘高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 生活文化科	一六〇 八〇
愛知県立豊橋南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 生活デザイン科	二四〇 四〇
愛知県立豊橋西高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二〇〇

愛知県立豊橋工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	ロボット工学科 機械科 電気科 建築デザイン科 都市工学科	二〇〇 八〇
	定時制課程 (夜間)	専門教育を主とする学科 (工業)	機械科	四〇
愛知県立豊橋商業高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	グローバルビジネス科 会計ビジネス科 ITビジネス科	二四〇
愛知県立岡崎高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	四〇〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立岡崎北高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (理数)	普通科 理数科	三二〇 四〇
愛知県立岡崎東高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に 施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立岡崎西高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立岩津高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 生活デザイン科 調理国際科	一二〇 八〇 四〇
愛知県立岡崎工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	機械科 機械デザイン科 電気科 都市工学科 環境科学科 情報デザイン科	一六〇 四〇 八〇
	定時制課程 (夜間)	専門教育を主とする学科 (工業)	機械科	四〇
愛知県立岡崎商業高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	グローバルビジネス科 会計ビジネス科 ITビジネス科	三二〇
愛知県立一宮高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 ファッション創造科	三二〇 四〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立木曾川高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	一六〇

校		専門教育を主とする学科 (商業)	総合ビジネス科	八〇
愛知県立一宮西高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立一宮北高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二〇〇
愛知県立一宮南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立一宮興道高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立一宮起工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	ロボット工学科 機械科 電子工学科	一〇〇
			環境科学科 デザイン科	
	定時制課程 (昼間)	普通教育を主とする学科	普通科	八〇
愛知県立一宮工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	I T工学科 機械科 電気科	一六〇
			建築デザイン科 都市工学科	
愛知県立一宮商業高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	地域ビジネス科 I Tビジネス科	二四〇
愛知県立瀬戸高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二〇〇
愛知県立瀬戸西高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二八〇
愛知県立瀬戸工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	ロボット工学科 機械科 新素材工学科	一〇〇
			定時制課程 (夜間)	
	専攻科	専門教育を主とする学科 (工業)	工芸デザイン科	二〇
愛知県立瀬戸北総合高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に 施す学科	総合学科	二〇〇
愛知県立半田高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立半田東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇

愛知県立半田工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	ロボット工学科 機械科 電気科	一六〇
			建築デザイン科 都市工学科	八〇
愛知県立半田農業高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (農業)	農業科学科 施設園芸科 食品科学科 生活科学科	八〇 四〇 四〇 四〇
愛知県立半田商業高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	地域ビジネス科 I Tビジネス科	二四〇
	定時制課程 (夜間)	専門教育を主とする学科 (商業)	総合ビジネス科	四〇
愛知県立春日井高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立春日井西高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二八〇
愛知県立春日井東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	一六〇
愛知県立高蔵寺高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立春日井南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立春日井工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	ロボット工学科 機械科 電気科	二四〇
			電子工学科	
愛知県立春日井泉高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	地域ビジネス科 I Tビジネス科	二〇〇
		専門教育を主とする学科 (家庭)	生活文化科	四〇
愛知県立国府高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二八〇
		専門教育を主とする学科 (商業)	総合ビジネス科	四〇
愛知県立小坂井高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立御津あおば高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	一二〇
	定時制課程 (昼間)	普通教育を主とする学科	普通科	二〇

愛知県立豊川工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	ロボット工学科 機械科 電気科 情報デザイン科	二四〇
愛知県立宝陵高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (看護)	衛生看護科	四〇
	専攻科	専門教育を主とする学科 (福祉)	福祉科	四〇
		専門教育を主とする学科 (看護)	衛生看護科	四〇
愛知県立津島高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (国際関係)	普通科 国際探究科	二八〇 四〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立津島北高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (商業)	普通科 地域ビジネス科 ITビジネス科	募集停止 募集停止 募集停止
愛知県立津島東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立津島北翔高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (商業)	普通科 地域ビジネス科 ITビジネス科	八〇 一二〇
		専門教育を主とする学科 (福祉)	福祉科	四〇
		普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (商業)	普通科 総合ビジネス科	二四〇 八〇
愛知県立碧南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (商業)	普通科 総合ビジネス科	二四〇 八〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立碧南工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	機械科 電子工学科	一六〇
			建築デザイン科 環境科学科	八〇
愛知県立刈谷高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	四〇〇
愛知県立刈谷北高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (国際関係)	普通科 国際探究科	三二〇 四〇
		専門教育を主とする学科 (工業)	機械科	四〇
愛知県立刈谷東高等学校	定時制課程 (夜間)	専門教育を主とする学科 (工業)	機械科	四〇
	(昼間)	普通教育を主とする学科	普通科	一六〇

愛知県立刈谷工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	I T工学科 機械科 自動車科 電気科	二四〇
愛知県立豊田西高等学校	全日制課程 定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科 普通教育を主とする学科	普通科 普通科	三二〇 四〇
愛知県立豊田東高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立足助高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (商業)	普通科 観光科	四〇 四〇
愛知県立松平高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 ライフコーディネーター科	一二〇 四〇
愛知県立加茂丘高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	八〇
愛知県立衣台高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二〇〇
愛知県立豊田北高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立豊田南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立豊田高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立豊野高等学校	全日制課程 定時制課程 (昼間)	普通教育を主とする学科 普通教育を主とする学科	普通科 普通科	二四〇 二〇
愛知県立豊田工科高等学校	全日制課程 定時制課程 (夜間)	専門教育を主とする学科 (工業) 専門教育を主とする学科 (工業)	I T工学科 機械科 自動車科 電子工学科 機械科	二四〇 四〇
愛知県立猿投農林高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (農業)	農業科 林産工芸科 環境デザイン科 生活科学科	八〇 四〇 四〇 四〇
愛知県立安城高等学校	全日制課程 定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭) 普通教育を主とする学科	普通科 生活文化科 普通科	二四〇 八〇 四〇
愛知県立安城東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇

愛知県立安城南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立安城農林高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (農業)	農業科 園芸科 フラワーサイエンス科 食品科学科 動物科学科 森林環境科	八〇 四〇 四〇 四〇 四〇
愛知県立西尾高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立一色高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 生活デザイン科	一六〇 四〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立吉良高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 生活文化科	一六〇 八〇
愛知県立西尾東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立鶴城丘高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立蒲郡高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二四〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立蒲郡東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	一六〇
愛知県立三谷水産高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (水産)	海洋科学科 情報通信科 海洋資源科 水産食品科 海洋技術科	四〇 四〇 四〇 四〇 二〇
	専攻科	専門教育を主とする学科 (水産)		
愛知県立犬山高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (商業)	普通科 総合ビジネス科	二〇〇 四〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立犬山総合高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	一六〇
愛知県立常滑高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二〇〇

		専門教育を主とする学科 (工業)	セラミックアーツ科 クリエイティブデザイン科	八〇
愛知県立尾北高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (国際関係)	普通科 国際教養科	二四〇 四〇
愛知県立江南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立古知野高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	地域ビジネス科 I T ビジネス科	一六〇
		専門教育を主とする学科 (家庭)	生活文化科	
		専門教育を主とする学科 (福祉)	福祉科	四〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立小牧高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二八〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立小牧南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立小牧工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	機械科 航空産業科 自動車科 電気科	一六〇
			環境科学科 情報デザイン科	
愛知県立稲沢緑風館高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (農業)	普通科	一二〇
			園芸科	四〇
			農業土木科	四〇
			環境デザイン科	四〇
			生活科学科	四〇
愛知県立杏和高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立新城有教館高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科 (文理系)	一二〇
			総合学科 (専門系)	一二〇
愛知県立新城有教館高等学校作手校舎	全日制課程	専門教育を主とする学科 (農業)	人と自然科	四〇
愛知県立横須賀高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立東海南高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇

校				
愛知県立東海樟風高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (商業)	総合情報科	二四〇
愛知県立大府高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (家庭)	普通科 生活文化科	二四〇 八〇
	定時制課程 (夜間)	普通教育を主とする学科	普通科	四〇
愛知県立大府東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立桃陵高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (家庭)	ヒューマンケア科	四〇
		専門教育を主とする学科 (看護)	衛生看護科	四〇
	専攻科	専門教育を主とする学科 (看護)	衛生看護科	四〇
愛知県立知多翔洋高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二八〇
愛知県立知立高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立知立東高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立旭野高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三六〇
愛知県立高浜高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二〇〇
		専門教育を主とする学科 (福祉)	福祉科	四〇
愛知県立岩倉総合高等学校	全日制課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	二四〇
愛知県立豊明高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立日進高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	一二〇
愛知県立日進西高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立成章高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	一六〇
		専門教育を主とする学科 (商業)	総合ビジネス科	四〇
		専門教育を主とする学科 (家庭)	生活文化科	四〇
愛知県立福江高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	八〇
愛知県立渥美農業高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (農業)	農業科	} 八〇
			施設園芸科	
			食品科学科 生活科学科	

愛知県立愛西工科高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (工業)	ロボット工学科 電子工学科 機械科 建築デザイン科	八〇 募集停止 四〇
愛知県立佐屋高等学校	全日制課程 定時制課程 (昼間)	専門教育を主とする学科 (農業) 専門教育を主とする学科 (家庭) 普通教育を主とする学科	園芸科学科 生物生産科 生活文化科 ライフコーディネーター科 普通科	八〇 八〇 二〇
愛知県立新川高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立西春高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立海翔高等学校	全日制課程	専門教育を主とする学科 (福祉)	福祉科	募集停止
愛知県立三好高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (体育)	普通科 スポーツ科学科	一六〇 一二〇
愛知県立五条高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立美和高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科 地域探究科	一六〇 四〇
愛知県立長久手高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	三二〇
愛知県立東郷高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立丹羽高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二八〇
愛知県立阿久比高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二八〇
愛知県立東浦高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二〇〇
愛知県立内海高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	八〇
愛知県立武豊高等学校	全日制課程 定時制課程 (昼間)	普通教育を主とする学科 普通教育を主とする学科	普通科 普通科	一二〇 二〇
愛知県立幸田高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科	普通科	二四〇
愛知県立田口高等学校	全日制課程	普通教育を主とする学科 専門教育を主とする学科 (農業)	普通科 林業科	四〇 四〇